11月5日は
津波防災の日

和歌山県国土強靱化計画

平成２７年９月

和歌山県

目次

第１章　強靭化の基本的な考え方 1

I.　計画策定の趣旨 1

II.　基本姿勢 2

III.　計画の推進期間と不断の見直し 4

第２章　脅威となる自然災害 5

I.　地震・津波 5

II.　水害・土砂災害 6

第３章　強靭化の推進 7

I.　災害による犠牲者ゼロの実現 7

１．津波への備え 7

（１）　基本的な津波対策 8

（２）　津波避難困難地域の解消 14

２．地震への備え 19

（１）　建築物の倒壊等への備え 20

（２）　地震に起因する火災等への備え 22

３．風水害等への備え 23

（１）　水害から命を守る対策 23

（２）　土砂災害から命を守る対策 28

II.　発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保 31

１．災害応急体制の整備 31

（１）　救助・救援体制の充実強化 31

（２）　必要な救援物資の確保 34

（３）　避難者の安心確保 35

（４）　ライフライン等の機能確保 37

２．救助・救援に資するルートの確保 39

（１）　道路ネットワークの確保 40

（２）　緊急輸送道路等の通行確保 42

（３）　空港・港湾の機能確保 44
３．行政の災害対応能力強化 46
（１）　災害対策を確実に推進できる体制の構築 46
４．地域の防災体制づくり 49
（１）　地域の防災力強化 49
（２）　防災教育の徹底 51
III.　県民生活の再建と産業の復興 53
１．迅速な復旧・復興の実現に向けた取組 53
（１）　復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保 53
２．迅速な産業活動の再開に向けた取組 56
（１）　経済基盤の機能維持 56
（２）　産業の持続性強化 58
第４章　強くしなやかな国づくりに向けて 61
I.　国土のリダンダンシー確保 61
１．リニア中央新幹線等の早期整備 61
２．関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現 61
３．双眼型の社会構造の実現 62
II.　次世代につなぐ防災教育の推進 63
１．防災教育の充実 63
２．防災文化の醸成 64
＜参考資料１　「３連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定＞ 65
＜参考資料２　脆弱性評価＞ 66

第１章 強靭化の基本的な考え方

I. 計画策定の趣旨

本県は、地形的・気象的な特性ゆえに、度重なる災害を経験し、多くの尊い人命を失い、莫大な経済的・社会的・文化的損失を被ってきた。南海トラフ沿いの３つの領域（東海・東南海・南海）を震源とする地震は、約 90 年から 150 年周期で繰り返し発生しており、また、毎年のように台風や豪雨による水害や土砂災害が発生している災害の多発地帯である。

本県では、「和歌山県地震防災対策アクションプログラム」により防災・減災対策に取り組んできたが、平成 23 年３月に南海トラフと同じ海溝型地震による東日本大震災が発生したことを受け、平成 23 年４月から、従来の防災・減災対策を一から見直す点検を行った。また、同年９月には紀伊半島大水害（平成 23 年台風第 12 号による災害）が発生し、死者 56 名、行方不明者５名、全壊・半壊・一部損壊・床上浸水などの家屋被害が 7,933 棟と甚大な被害を受けたため、顕在化した課題について同様に対策の検討を行い、目標や個別計画を設定した防災・減災対策の総点検をまとめ、すぐにできる対策から速やかに実施してきたところである。

さらに平成 25 年３月に公表した新たな津波浸水想定を基に、平成 26 年 10 月には、津波による犠牲者ゼロを目指して、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（以下「津波避難困難地域」という。）を抽出し、解消のための具体的な対策を取りまとめた「津波から『逃げ切る！』支援対策プログラム」を策定した。

一方、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が公布・施行され、平成 26 年６月には国土強靭化に係る国の他の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」が策定された。

本県は、このような国の動きに合わせて脆弱性評価を行いながら、これまで取り組んで来た施策を再点検し、中長期に取り組むべき施策やその指標・目標を盛り込んだ「和歌山県国土強靭化計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

II.基本姿勢

災害による様々な事態が想定される中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を進めるには、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせるとともに、施策の優先順位付けを行い、優先順位の高いものについて重点化しながら進める必要がある。物的被害は元に戻すことは出来ても、失われた尊い命は永久に戻ることはない。何よりも守らなければならないのは人命であり、本県は以下の基本姿勢で強靱化を実施する。

1　災害による犠牲者ゼロの実現

本県は、災害による犠牲者ゼロを実現するための避難対策を最優先で実行する。特に、南海トラフの地震は、東海・東南海・南海３連動地震（以下「３連動地震」という。）で約１万９千人、南海トラフ巨大地震で約９万人という死者数が想定されており、本県にとって最大の危機である。もっとも多くの死者が発生すると想定される津波に対しては、津波対策の基本である「すぐに逃げる」ことが可能となるよう、避難先安全レベルの設定や和歌山県津波予測システムを活用した予報の伝達などのソフト対策と、避難路の整備、港湾・漁港の堤防強化などのハード整備により、命を守る対策を早急に行っていく。

また、紀伊半島大水害により甚大な被害を受けた教訓から、市町村の避難勧告等の判断基準の見直しや和歌山県気象予測システムによる降水予測情報の提供に取り組むとともに、中小河川の浸水対策、土砂災害対策などを着実に推進していく。

２　発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

災害発生時の人命救助は、72 時間が経過すると生存率が急激に低下すると言われている。大規模災害が発生した場合、広い範囲で多数の被災者の発生が想定されることから、救助・救援、医療活動等をより迅速に行える応急体制の強化に取り組むとともに、必要な物資、ライフライン機能の確保を行っていく。

また、津波による甚大な被害が想定される本県南部の沿岸地域へのルートは現状では国道 42 号に限られており、国道 42 号が分断された場合を想定した道路ネットワークの代替性確保や、空路・海路のルート確保に取り組んでいく。

さらに、行政機関の災害対応能力を強化するため関係機関と連携した実践的な訓練などを実施するとともに、自分の身は自分で守るという「自助」と、お互いに助け合って守るという「共助」を基本とした地域防災力の強化に取り組んでいく。

３　県民生活の再建と産業の復興

被災した地域の復旧・復興が遅れると避難所生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことにより県民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと企業活動の停止や企業の県外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

県民生活を迅速に再建するため、既に体制を構築している被害を受けた住家被害の認定や大量に発生する災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に処理するための支援体制等を効果的に運用できるよう準備するとともに、本格復興にすぐに着手できるよう事前復興マニュアルを策定しておくなど、事前準備に万全を期す。

さらに、長期間に及ぶ経済活動の停滞は県民生活にも大きな影響があることから、道路、港湾等の物流ネットワークの機能維持や、農産物、水産物の生産・物流を維持できる体制整備に取り組むとともに、県内企業やＪＡ等の事業継続計画の策定を促進するなど、地域経済を支える産業が迅速に再開・回復できる体制づくりを進めていく。

III.　計画の推進期間と不断の見直し

本計画は、強靱化の推進に関して、長期を展望しつつ、中期的な視野の下で施策の推進方針や方向性を明らかにすることとし、今後の社会経済情勢等の変化や、強靱化の施策の推進状況等を考慮し、概ね10年後を見据えつつ５年間を推進期間とする。また、毎年度の施策の進捗状況の管理を行うとともに、必要に応じて所要の変更を加えるものとする。

第２章 脅威となる自然災害

I. 地震・津波

南海トラフ沿いの３つの領域（東海・東南海・南海）では、これまでも約 90 年から 150 年周期で繰り返し津波をともなう地震が発生しており、紀伊半島は南海トラフの震源域が近いため、津波により大きな被害を受けている。

文部科学省によると、南海トラフの地震は今後 30 年以内に 70%程度の確率で発生すると評価されている（平成 27 年１月 14 日文部科学省地震調査研究推進本部公表）。

南海トラフの地震

・３連動地震

南海トラフ沿いの３つの地震（東海・東南海・南海）が同時に起こること。国が宝永地震、安政地震など実際に発生した地震を基に想定したもので、特に大きな被害が想定。

・南海トラフ巨大地震

東海・東南海・南海地震の震源域より、さらに広域の震源域で地震が連動した場合の最大クラスの地震。実際に発生したことを示す記録は見つかっておらず、発生頻度は極めて低いが、仮に発生すれば極めて甚大な被害が想定。

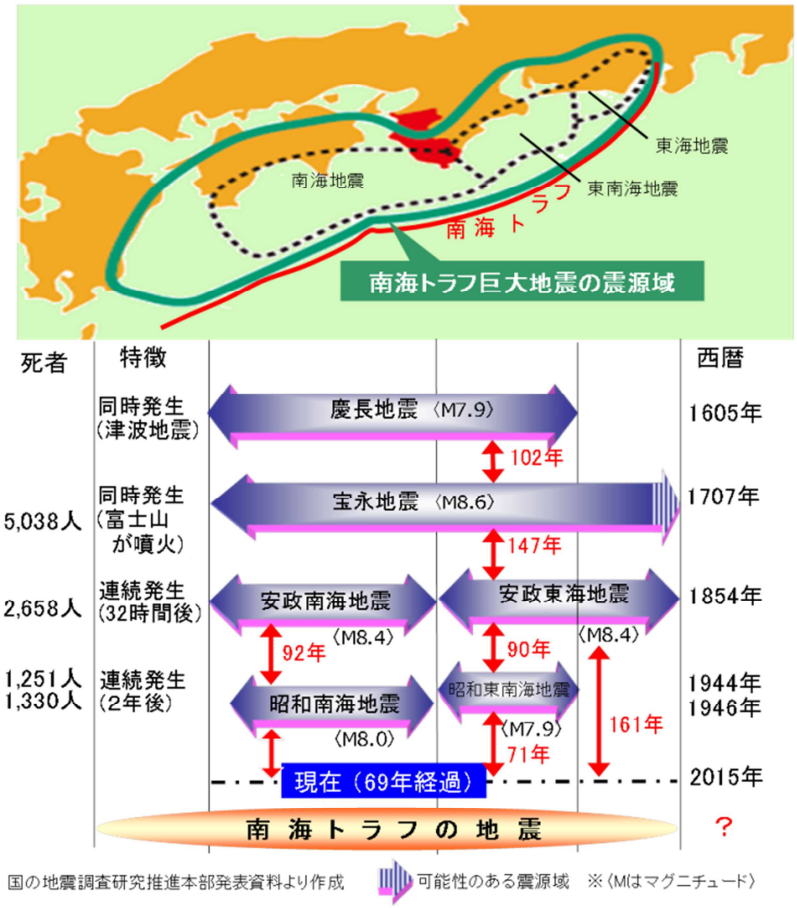

II.水害・土砂災害

日本有数の多雨地域であるとともに、急峻な地形が多く、各河川の河口に広がる堆積低地を中心に市街地が発達しているため、毎年のように豪雨や台風による河川氾濫や土砂災害の被害が発生している。

過去には、死者1,247人となった明治22年8月の大洪水をはじめ、死者及び行方不明者1,046人となった昭和28年7月18日の水害など死者を伴う甚大な被害をもたらした記録的な災害が発生しており、近年も紀伊半島大水害により死者56名、行方不明者5名、家屋被害7,933棟という甚大な被害が発生した。

■紀伊半島大水害による県内の被害状況

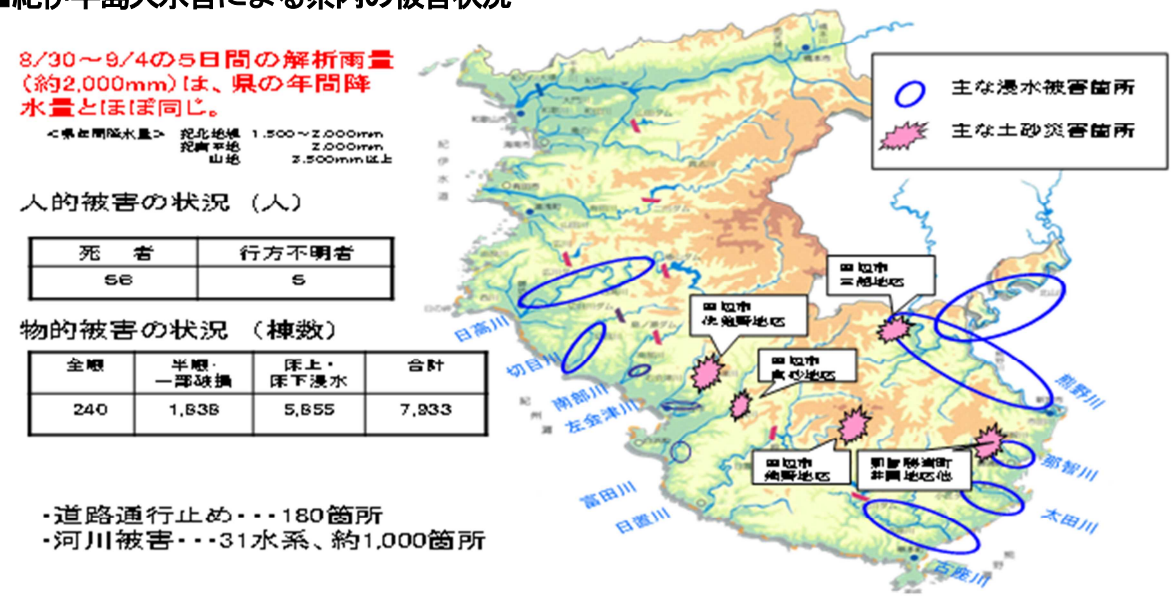

被害状況（那智勝浦町）

被害状況（新宮市：熊野大橋）

被害状況（国道168号）

第３章 強靭化の推進

Ⅰ. 災害による犠牲者ゼロの実現

１.津波への備え

〈現状・課題〉

本県にとっての最大の危機は南海トラフの地震によって引き起こされる大規模津波である。紀伊半島は南海トラフの震源域に近く、津波の到達が早いため、津波避難困難地域が存在している。

また、津波から逃げ切ることができる地域においても、津波情報が迅速に伝わらなかったり、避難路が塞がれるなど避難の障害となる事態が起こると、逃げ遅れてしまう懸念がある。

【３連動地震及び南海トラフ巨大地震の最大津波高、到達時間】

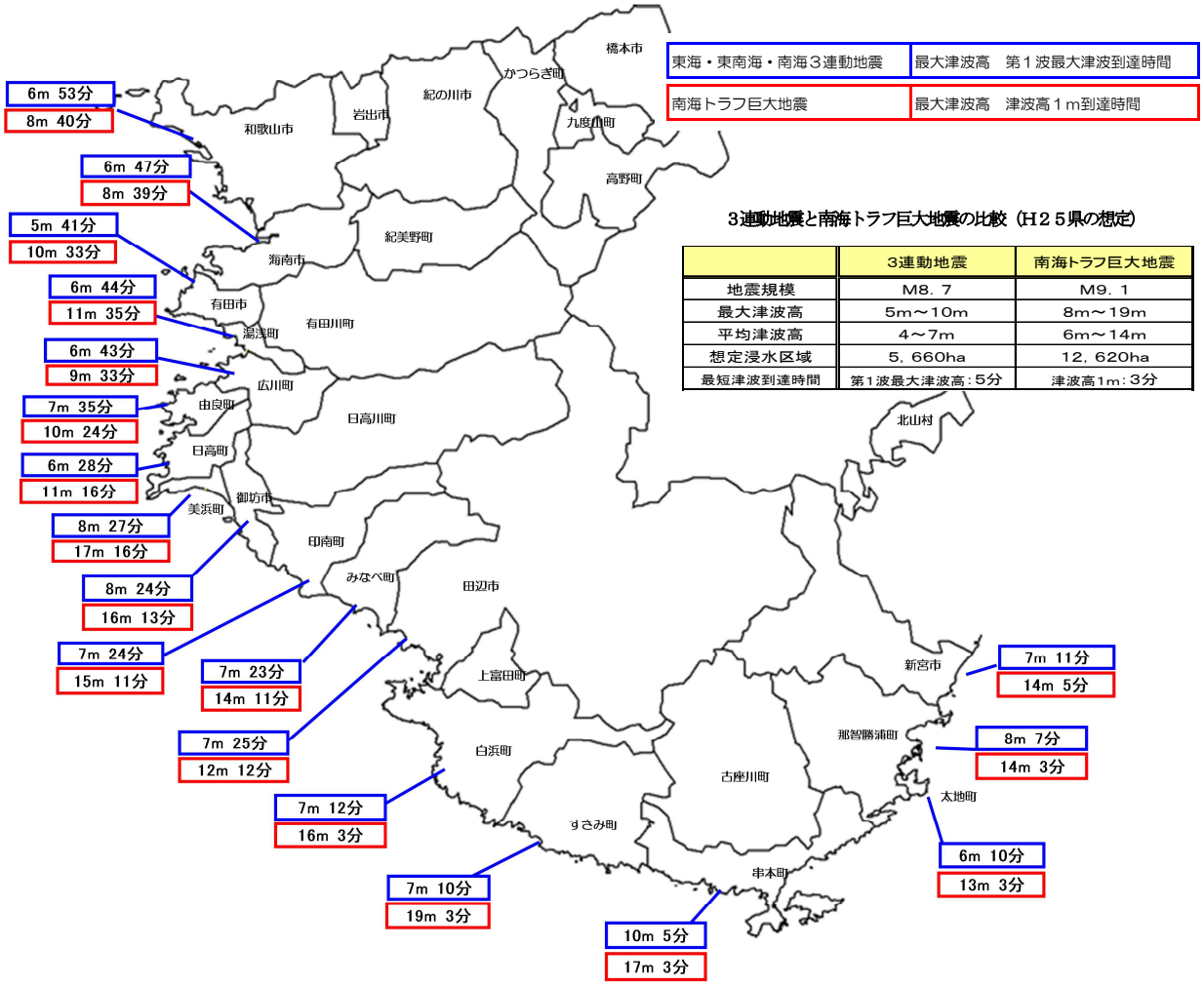

	３連動地震	南海トラフ巨大地震
地震規模	M8．7	M9．1
最大津波高	5m～10m	8m～19m
平均津波高	4～7m	6m～14m
想定浸水区域	5，660ha	12，620ha
最短津波到達時間	第１波最大津波高：５分	津波高1m：３分

（1）基本的な津波対策

〈実施方針〉

- 津波対策の基本は「すぐに逃げること」である。津波情報の迅速な伝達体制を構築するとともに、訓練等により安全な避難先への早期避難を徹底する。
- 津波から逃げ切ることができる地域についても、港湾・漁港の既存施設の嵩上げや避難路、避難施設の整備など津波から確実に逃げるために必要なハード整備を行う。

〈具体的な施策〉

ア．津波避難に対する考え方の抜本的な見直し

○ 住民がどのような場所に逃げるべきかを各自判断できるよう、津波避難先安全レベルを設定し、時間的に余裕がある場合はより高くより離れた安全な場所へ避難することを引き続き徹底する。

○ 避難勧告等の発令を的確かつ迅速に行い、住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）の見直しを一層促進する。

○ 地震により倒壊した建築物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成 24 年和歌山県条例第 45 号）」に基づく特定避難路の指定を促進する。

■津波避難先の安全レベル設定　　平成 23 年 7 月～

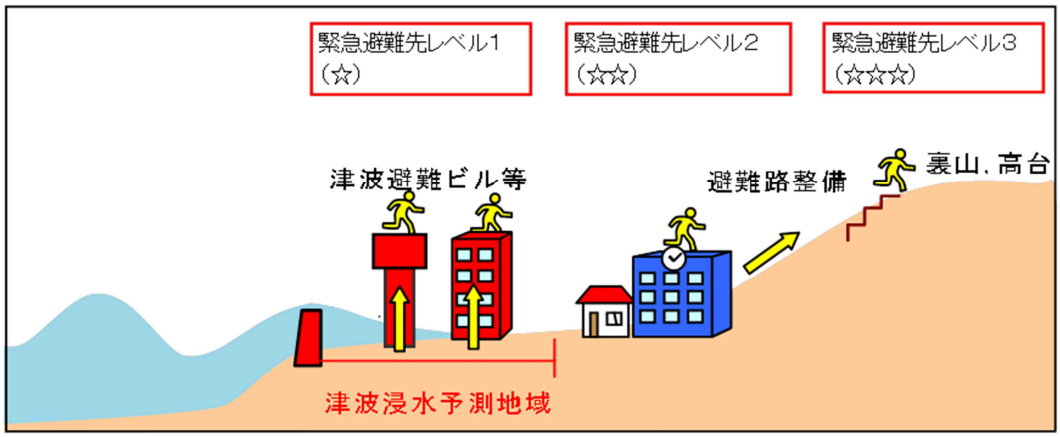

緊急避難先レベル3（☆☆☆）・・・浸水の危険性がない地域に、より標高が高くより離れた安全な場所を指定

緊急避難先レベル2（☆☆）　・・・浸水予測近接地域に、緊急避難先（レベル3）へ避難する余裕が無いときの緊急避難先として指定

緊急避難先レベル1（☆）　・・・浸水の危険性がある地域に、時間的に緊急避難先（レベル2，3）に避難する余裕がない場合に対応するために緊急避難先として指定

指標	現状	目標	実施主体
津波避難先安全レベルを設定した避難箇所数	1,642箇所（H26） （H23 見直し開始時 1,337箇所）	随時、整備	市町
避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）の見直しを完了した市町の割合	15/19市町・78.9%（H26）	19/19市町・100%（H27）	市町
特定避難路の指定	－	沿岸19市町で指定（H28）	市町

イ．迅速な避難を促す津波情報の伝達

○ 津波の規模や到達予測を県がいち早く把握し、避難のための情報を住民に提供する和歌山県津波予測システムによる津波予報を県内沿岸全域に拡大する。

○ 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、津波情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク）による緊急情報の発信を継続する。

○ 地震・津波の警報、注意報や避難勧告等の情報を早期に提供するため、防災わかやまメール配信サービスでの情報配信を継続する。

○ 外出先等でも近くの避難先を把握できるよう、スマートフォン等で現在地付近の避難先を表示し、ＧＰＳによりルート検索ができるナビアプリの活用を促すとともに、ヤフーサービス上の県内避難先情報も最新情報に更新し提供する。

○ どこにいても地震・津波の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。

○ 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。

○ ラジオの難聴取世帯の解消に向け、ラジオ通じるプラン（相談窓口、現地調査等）を引き続き実施する。

○ 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を整備するなどラジオ難聴取世帯への対策を一層強化する。

○ 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の発信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する。

■和歌山県津波予測システムによる情報伝達

平成27年4月～

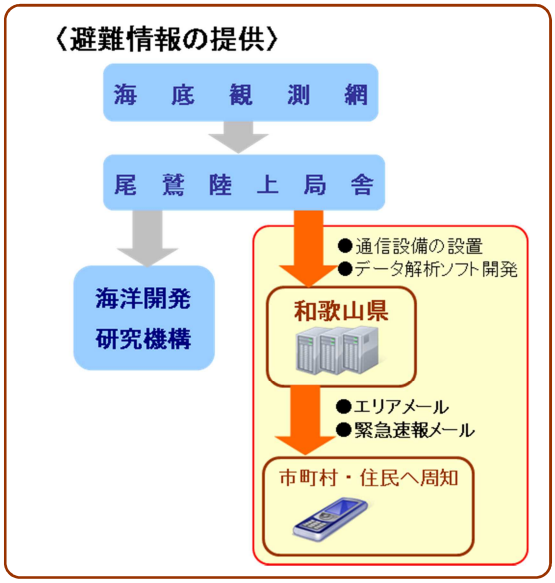

［地震津波観測監視システム(DONET)］

熊野灘沖の海底に設置されたリアルタイム観測網

（地震・水圧計）

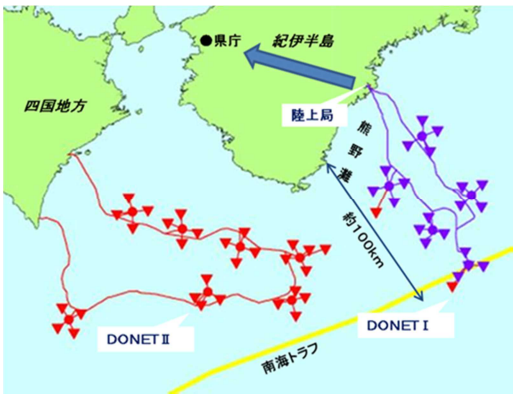

■避難先検索ナビアプリ

平成24年3月～

○ファーストメディア(株)

「全国避難所ガイド」

http://www.hinanjyo.jp

○イサナドットネット(株)

「逃げナビ～和歌山防災～」

http://bosaiapp.jp

指標	現状	目標	実施主体
和歌山県津波予測システムによる 県内沿岸の津波予測地点（98箇所）	7箇所（H27.4）	完了（H28）	県
エリアメール、緊急速報メール による情報提供	実施中（H23.7～）	継続	県 通信事業者
防災わかやまメール配信サービス による情報提供	実施中（H19.9～）	継続	県
避難先検索ナビアプリ による避難先情報の提供	実施中（H24.3～）	継続	県 通信事業者
ヤフーサービス による県内避難先情報の提供	実施中（H24.6～）	継続	県 通信事業者
携帯電話の不感世帯数	約320世帯 （H26）	160世帯以下 （H31）	市町村
デジタル方式の防災行政無線 を導入した市町村	9市町（H26）	30市町村（H34）	市町村
ＦＭラジオ中継局整備箇所	０箇所（H26）	６箇所（H31）	県

ウ. 早期避難の徹底

- 津波による犠牲者をゼロとするため、住民一人ひとりの避難計画を作成し、自主防災組織での取組や避難訓練等に活用する。
- 災害時の避難先や避難経路について家族との話し合いを行い、予め決めておくため、避難カードの作成・配布を継続して実施する。
- 住民が積極的に津波避難訓練に参加できるよう、継続性・発展性を持った県下一斉津波避難訓練等を引き続き実施する。
- 円滑に避難を行えるよう、住宅の耐震化、家具固定、夜間照明の確保などの対策を一層促進する。
- 観光客等、周辺に土地勘のない者も早期に避難できるよう、看板設置やナビアプリの提供などにより避難場所や避難経路を表示する取組を一層促進する。
- 高齢者、障害者など、災害時に安全な場所への避難に支援を要する方々の把握と必要な支援体制を整備する市町村を支援する。

指標	現状	目標	実施主体
津波による犠牲者をゼロとするための一人ひとりの避難計画の作成	－	沿岸19市町	市町村
沿岸１９市町における津波避難訓練の実施	実施中	継続	市町村
耐震性を有する住宅の割合	74%（H25）	95%（H32）	市町村 住民
家具固定率	43.8%（H25）	70%（H31）	住民
避難路へのLED避難誘導灯の設置（305基）	248基（H26）	完了（H28）	市町村
避難支援プラン（個別計画）の作成市町村	１町（H26）	30市町村（H31）	市町村

エ. 河川、港湾施設等の整備

- 15 市町（6 港湾、10 漁港）について、港湾・漁港の既存施設の嵩上げ、堤防の拡幅等による強化を優先的に実施する。
- 水門・樋門の操作従事者の安全を確保するとともに、津波襲来時の確実な操作が行えるよう、水門・樋門の自動化・遠隔操作化を引き続き実施する。
- 海岸保全施設には築造後相当の年月が経過しているものが多く機能低下が進行していることから、老朽化対策を実施し施設の長寿命化を図る。
- 津波により漂流し、家屋、建物等の損壊などを生じさせる原因となるプレジャーボートの移動・撤去を引き続き実施する。

■堤防の強化整備

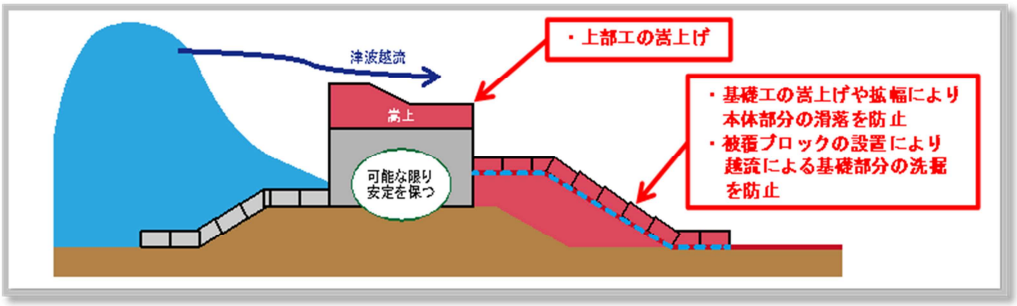

指標		現状	目標	実施主体
港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6港湾、10漁港）		－	100%（H36）	県
水門・樋門の自動化・遠隔操作化率		46%（H26）	100%（H28）	県
海岸保全施設の長寿命化計画（169㎞・155地区）		－	100%（H30）	県
プレジャーボート収容率	港湾	68%（H26）	100%（H30）	県
	漁港	72%（H26）	100%（H30）	県

オ．市町による津波対策の促進

○ 津波避難困難地域以外の地域においても、人命を守るための津波避難ビルの指定や避難路・避難施設の整備を引き続き支援する。

○ 人命を救うとともに経済の被害を抑え、早期の復旧・復興につなげるため、公共施設等（庁舎、消防本部、幼稚園、学校、福祉施設、病院等）の高台移転を支援する。

■避難路の整備件数（累計）

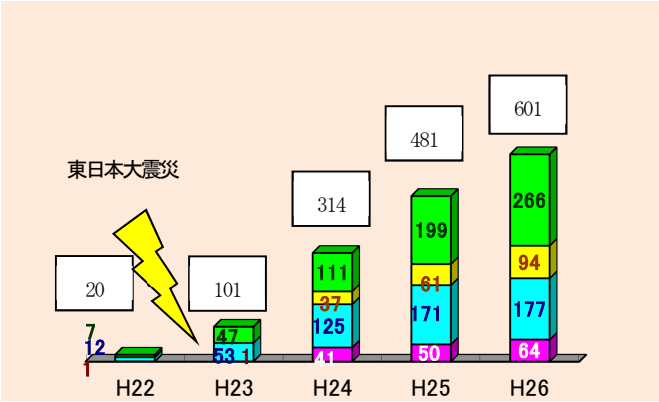

指標	現状	目標	実施主体
津波避難ビルの指定数	230棟（H26）	随時、指定	市町村
避難路の整備箇所数	601箇所（H26）	随時、整備	市町村、国、県
県営住宅の避難ビル化（6団地）	着手（H26）	完了（H28）	県
津波避難タワー数	11箇所（H26）	随時、整備	市町

（２）津波避難困難地域の解消

〈実施方針〉

- ３連動地震については、約 90 年～150 年周期と発生頻度が高いレベルの地震として想定されるため、住民の命を守るため、ソフト･ハード対策を適切に組み合わせて最優先で行う。
- 南海トラフ巨大地震については、実際に発生したことを示す記録が見つかっておらず、発生頻度は極めて低いものの、仮に発生すれば甚大な被害を及ぼすものであり、津波から「何としても逃げ切る」ための対策を進める。

【３連動地震の津波避難困難地域】　４町２２地区

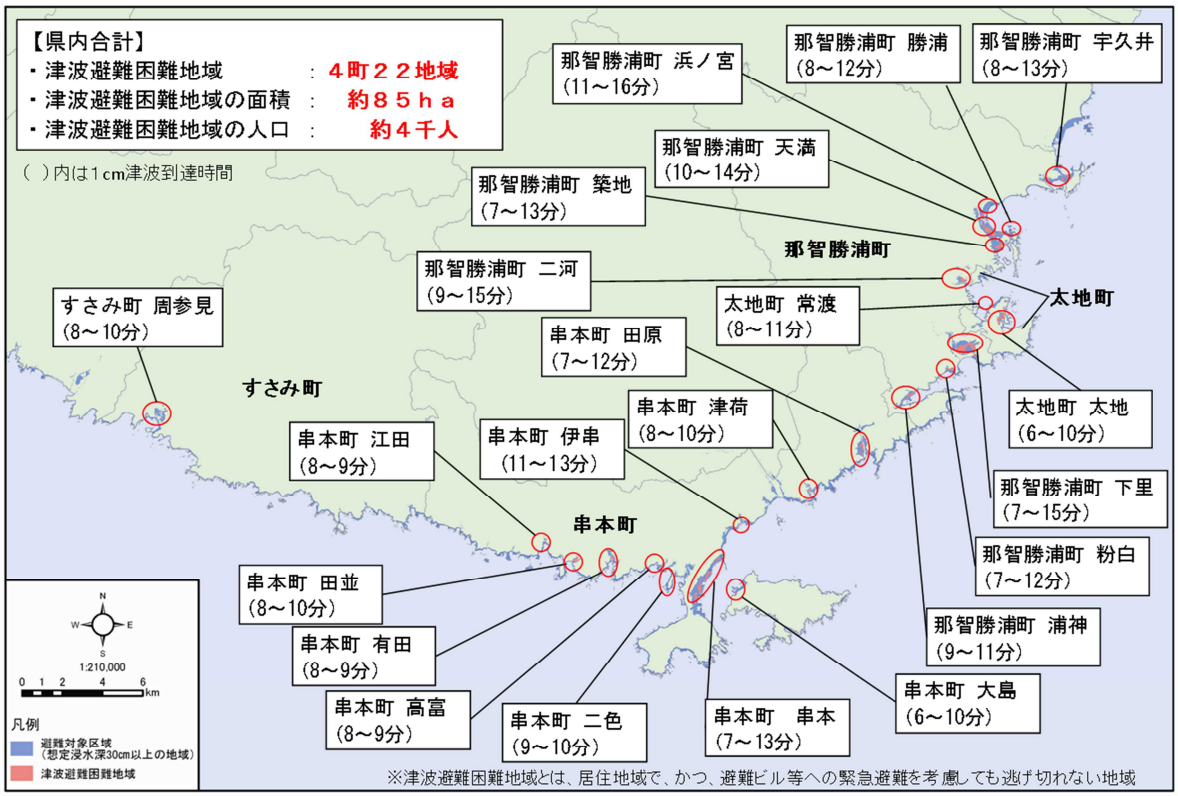

※津波避難困難地域の抽出

- 平成 25 年３月公表の津波浸水想定に基づき想定
- 避難対象地域は、津波の想定浸水深が 30cm 以上の住居地域
- 津波到達時間は、津波の想定浸水深が１cm となる時間
- 避難開始時間は地震発生より５分後
- 避難方法は徒歩
- 道路に沿って移動し、移動速度は毎分 30m
- 避難場所は、市町が指定する避難先

〈具体的な施策〉

ア．３連動地震の津波避難困難地域の解消対策

○ 津波避難困難地域の全ての住民が津波から避難できるよう、優先的、緊急的に対策を実施し、概ね10年で津波避難困難地域の解消を目指す。

○ 適切な避難経路による早期避難を住民に徹底し、津波到達までに避難を完了させるため、具体的に避難可能な避難経路を設定し、避難計画を作成したうえで、津波避難訓練や教育・啓発等を実施する。（４町22地区）

○ 避難場所を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、新たな津波避難ビルを指定する。（３町６地区）

○ 高台等への避難経路を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、避難路・避難階段を整備する。（３町６地区）

○ 緊急の避難場所を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、津波避難タワー等を整備する。（３町９地区）

○ 避難時間を確保し、津波到達までに避難を完了させるため、堤防・護岸の嵩上げや耐震化等により津波第１波の浸水抑制を行う。（３町６地区）

団体	地区	避難困難地域人口（人）	避難困難地域面積（ha）	対策メニュー					
				避難経路設定	避難ビル指定	避難路等整備	避難施設整備	堤防･護岸整備	その他
すさみ町	周参見	10	0.2	○					
串本町	江田	4	0.1	○					
	田並	78	2.2	○		○			
	有田	47	1.1	○					
	高富	14	0.1	○					
	二色	8	0.1	○					
	串本	843	15.6	○	○		○	○	
	大島	132	1.8	○					
	伊串	11	0.1	○					
	津荷	27	0.6	○					
	田原	176	4.7	○			○		
那智勝浦町	浦神	163	2.5	○	○	○	○		
	粉白	48	1.7	○					
	下里	737	22.4	○	○	○	○	○	
	二河	91	3.0	○			○		
	築地	306	5.7	○	○		○	○	
	勝浦	110	0.9	○					
	天満	565	11.1	○		○	○	○	○（JR陸橋耐震化）
	浜ノ宮	33	1.1	○					
	宇久井	298	4.0	○	○		○	○	○（県営住宅外階段設置）
太地町	太地	310	5.6	○	○	○	○	○	
	常渡	7	0.5	○		○			
計		4,018	85.1	22	6	6	9	6	2

※面積は、地区単位の端数処理により、合計に一致させている。

■第１波対策の堤防整備（イメージ）

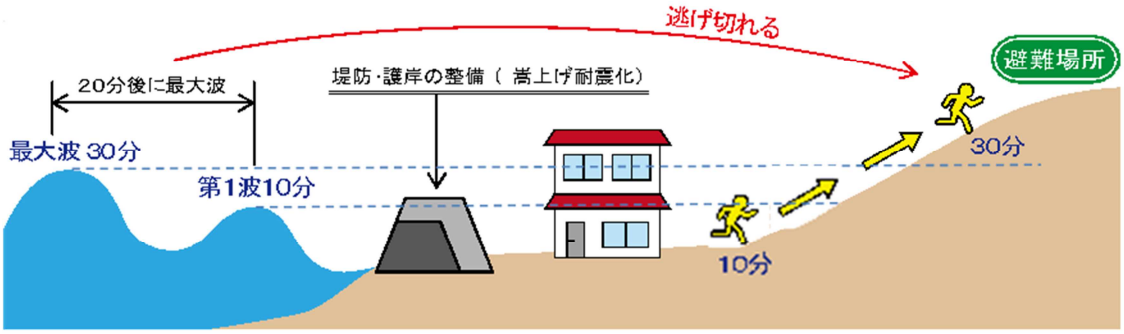

■津波避難施設の整備

津波避難施設（イメージ）

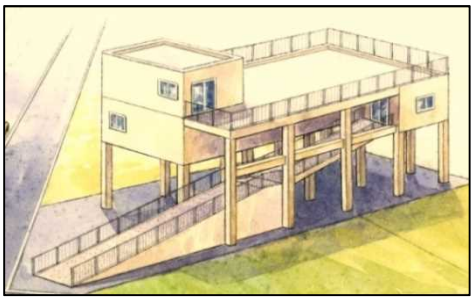

公営住宅避難ビル化（イメージ）

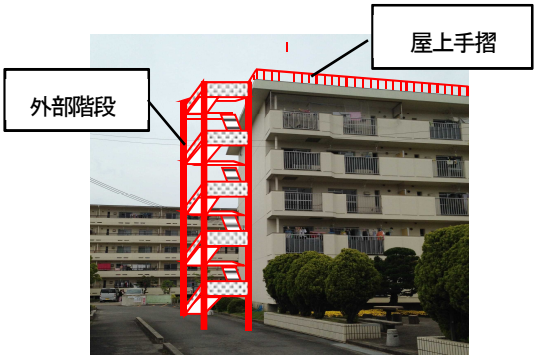

指標	現状	目標	実施主体
３連動地震の津波避難困難地域	４町　22地区 約85ha 約4,000人	解消（H36）	県、町 住民
津波による犠牲者をゼロとするための 一人ひとりの避難計画の作成 （３連動地震の津波避難困難地域）	－	４町	町 住民
津波避難ビルの指定数〔再掲〕	230棟（H26）	随時、指定	市町
県営住宅の避難ビル化（6団地）〔再掲〕	着手（H26）	完了（H28）	県
避難路の整備箇所数〔再掲〕	601箇所（H26）	随時、整備	市町村、 国、県
津波避難タワー数〔再掲〕	11箇所（H26）	随時、整備	市町
津波第１波に向けた堤防整備・港湾整備 （３町　６地区）	11％（H26）	３町６地区で 整備完了（H31）	県

【南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域】　<u>１２市町６１地区</u>

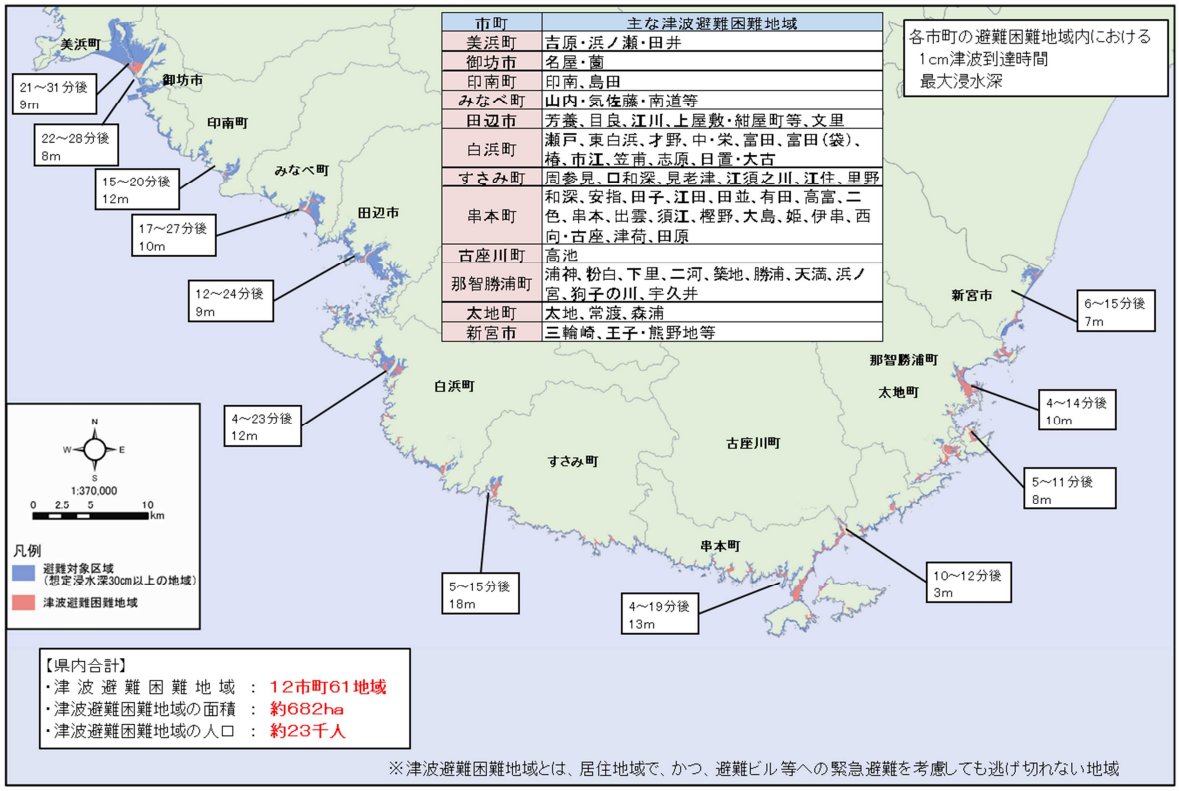

市町	主な津波避難困難地域
美浜町	吉原・浜ノ瀬・田井
御坊市	名屋・薗
印南町	印南、島田
みなべ町	山内・気佐藤・南道等
田辺市	芳養、目良、江川、上屋敷・紺屋町等、文里
白浜町	瀬戸、東白浜、才野、中・栄、富田、富田（袋）、椿、市江、笠甫、志原、日置・大古
すさみ町	周参見、口和深、見老津、江須之川、江住、里野
串本町	和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、二色、串本、出雲、須江、樫野、大島、姫、伊串、西向・古座、津荷、田原
古座川町	高池
那智勝浦町	浦神、粉白、下里、二河、築地、勝浦、天満、浜ノ宮、狗子の川、宇久井
太地町	太地、常渡、森浦
新宮市	三輪崎、王子・熊野地等

イ．南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域の解消対策

○ まず、南海トラフ巨大地震による津波対策としても効果が期待できる３連動地震の津波避難困難地域の解消対策を実施する。

- 避難経路の詳細な設定・周知及び早期避難の徹底
- 津波避難ビルの指定
- 避難路、避難階段の整備
- 津波避難施設の整備
- 堤防、護岸の整備

○ ３連動地震の津波避難困難地域の解消対策だけでは解消しない地域については市町が協議会を設置し、高台移転や複合避難ビル等の構造物の整備などの地域改造も含めた具体的な対策を策定する。

（和歌山県の津波防災・減災対策のイメージ）

指標	現状	目標	実施主体
「南海トラフ地震対策検討協議会」の開催	12市町において 協議会を設置・開催	巨大地震の津波対策 策定（H28）	市町 住民
南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域	12市町 61地区 約682ha 約22,700人	対策を早期実行して 解消（H36）	県、市町 住民
津波による犠牲者をゼロとするための 一人ひとりの避難計画の作成 （巨大地震の津波避難困難地域）	－	12市町	市町 住民
津波避難ビルの指定数〔再掲〕	230棟（H26）	随時、指定	市町
県営住宅の避難ビル化（6団地）〔再掲〕	着手（H26）	完了（H28）	県
避難路の整備箇所数〔再掲〕	601箇所（H26）	随時、整備	市町村、 国、県
津波避難タワー数〔再掲〕	11箇所（H26）	随時、整備	市町
津波第１波に向けた堤防整備・港湾整備 （３町６地区）〔再掲〕	11％（H26）	３町６地区で 整備完了（H31）	県
予防的な高台移転を実現するための 制度の創設を国に提言	政府提案（H25～）	実現に向けた 政府提案等の継続	県

２.地震への備え

〈現状・課題〉

紀伊半島は南海トラフに近く、内陸の一部まで地震の震源域が達するため、県内全域で強い揺れが予測されている。

県内には約 49 万８千棟の建物があるが、３連動地震では約３万３千棟、南海トラフ巨大地震では約８万５千棟の建物が地震の揺れ等（液状化、震動、斜面崩壊）により全壊すると想定されている。

【３連動地震及び南海トラフ巨大地震の震度予測図】

【3 連動地震】

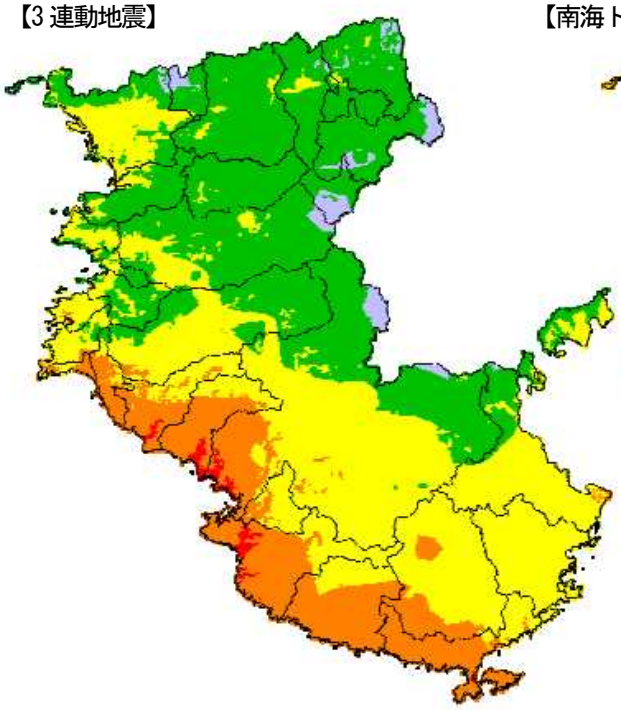

【南海トラフ巨大地震】

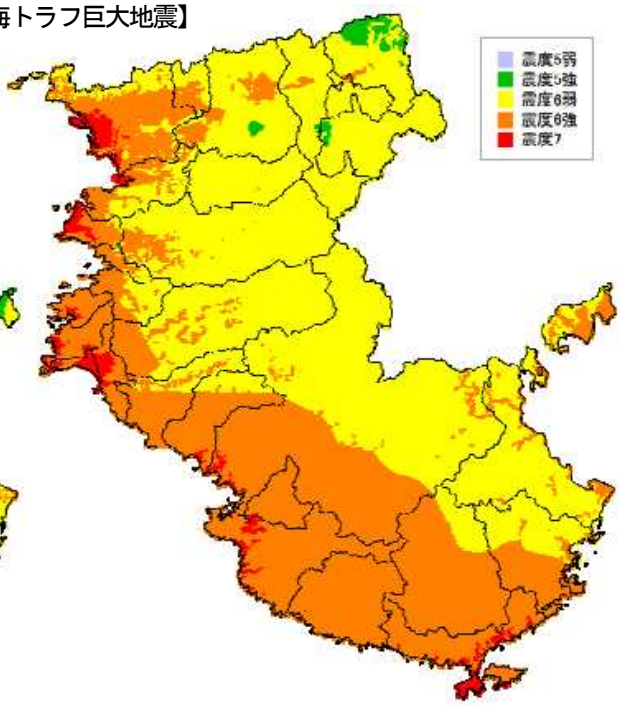

（1）建築物の倒壊等への備え

〈実施方針〉

➢ 建物の倒壊そのものによる死傷者に加え、火災の発生や避難経路を塞ぐことによる逃げ遅れなどで二次災害を発生させる可能性もあるため、建物の耐震化に重点的に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 公共施設等の耐震化

○ 災害による傷病者の治療を行う医療施設や、避難所として利用される可能性のある福祉関連施設、学校施設等の耐震化を一層促進するとともに、県立高等学校体育館等の吊り天井の落下防止対策を強化する。

○ 図書館、美術館、博物館等の大規模集客施設において、迅速かつ的確に避難誘導が行えるよう災害対応訓練を強化する。

○ 耐震化が行われていない駅舎等の鉄道施設の対策がさらに進むよう事業者に働きかける。

指標		現状	目標	実施主体
市町村立学校施設の耐震化率	幼稚園	97.6%（H26）	100%（H28）	市町村
	小中学校	95.9%（H26）	100%（H28）	市町村
	高等学校	63.6%（H26）	100%（H28）	市町村
私立学校施設（専修学校含む）の耐震化率		88.1%（H26）	95%（H31）	設置者
医療機関の耐震化率	災害拠点病院	100%（H26）	維持	医療機関
	災害支援病院	92.3%（H26）	100%（H29）	医療機関
生活保護施設（救護施設）の耐震化率		66.7%（H26）	100%（H31）	社会福祉法人等
特別養護老人ホームの耐震化率		89.5%（H26）	100%（H29）	社会福祉法人等
養護老人ホームの耐震化率		77.3%（H26）	100%（H29）	社会福祉法人等
児童養護施設の耐震化率		75%（H26）	100%（H31）	社会福祉法人等
認可保育所の耐震化率		81.6%（H26）	100%（H31）	市町村等

指標	現状	目標	実施主体
障害児者施設等の耐震化率	75.9%（H26）	100%（H38）	社会福祉法人等
県立高等学校体育館等23棟の 吊り天井落下防止対策実施率	8.7%（H26）	100%（H28）	県
耐震補強が法令で義務づけられている駅 （平均乗降客数１万人/日以上）の実施割合	50%（H26）	100%（H29）	事業者
鉄道における避難誘導標の整備割合	57%（H26）	100%（H27）	事業者

イ．住宅の耐震化

○ 経済的負担が原因で耐震化を躊躇することがないよう、耐震診断の無料化や、設計、改修への支援を引き続き実施する。

○ 経済的な理由等により耐震改修を行わない場合でも、最低限命だけは守る対策として、耐震ベッド、耐震シェルターの設置を支援する。

○ 住宅の耐震化を促すため、市町村及び建築関係団体と連携し、耐震化の必要性や支援制度の普及啓発を引き続き実施する。

指標	現状	目標	実施主体
耐震性を有する住宅の割合〔再掲〕	74%（H25）	95%（H32）	県 市町村 関係団体 住民

ウ．大規模建築物の耐震化

○ 多数の人が利用する建物が倒壊し、一度に多くの命が失われることのないよう、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物のうち避難所の機能を有する施設等について、耐震診断から設計、改修の全てにおいて引き続き支援する。

指標	現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された 避難所等の機能を有する大規模建築物 の耐震化率	0%（H26） （耐震診断 完了40% 実施中50%）	95%（H32）	県 市町村 施設管理者

（2）地震に起因する火災等への備え

〈実施方針〉

- 大規模地震等に起因する火災や地滑りに備えるため、建築物の防火対策や住宅地の災害対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア．建築物の防火対策

○ 不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を強化する。

○ 瓦礫の延焼出火が懸念されることから、火災予防・住宅防火対策の広報や、ＬＰガス容器からの出火防止など建物からの出火を低減する対策を推進する。

○ 火災が発生すると多くの人命に関わる病院や有床診療所については、スプリンクラーの設置を一層促進する。

○ 現行の耐震基準が適用されない危険物施設及び高圧ガス施設が被災しないよう、既設旧法石油タンクの現行耐震基準への適合を進めるとともに、周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナート事業所内の既設高圧ガス施設の耐震対策を促進する。

指標	現状	目標	実施主体
ガス放出防止型高圧ホース等設置率	14%（H25）	100%（H34）	事業者
病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置	約49%（H26）	100%（H37）	医療機関
石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500キロリットル以上）の耐震対策	65%（H25）	100%（H28）	事業者
石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策	0%（H26）	100%（H30）	事業者

イ．住宅地の災害対策

○ 住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多いため緊急車両の通行が困難である密集市街地は、火災が延焼する危険性が高いことから、老朽建築物の除去や都市計画道路事業等を一層促進する。

○ 大規模盛土造成地において、変動予測調査により地震時に地滑りや崩落のおそれのある区域を特定し、住民に対し広く情報を提供する。

指標	現状	目標	実施主体
地震時に著しく危険な密集市街地として公表された２地区13haの解消	事業中（H26）	完了（H32）	市町村
大規模盛土造成地マップを公表した市町村	１市（H26）	30市町村（H31）	市町村

３.風水害等への備え

〈現状・課題〉

近年、台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地等の浸水リスクが高まっている。また、土砂災害危険箇所が 18,487 箇所（全国６位）と多く、がけ崩れ等の土砂災害も毎年のように発生しており、甚大な人的被害、物的被害が発生するおそれがある。

（１）水害から命を守る対策

〈実施方針〉

- 浸水等による被害が発生する前の段階で市町村に必要な情報を伝達することで、市町村長が避難勧告等の発令を的確に判断し、迅速に住民が避難できる体制を構築する。
- 洪水・浸水被害を未然に防止するため、河川整備、下水道整備などの総合的な対策を行う。
- 集中豪雨による溢水や地震による決壊等の危険度が高いため池について、耐震化や廃止も含めた対策を加速的に行う。

〈具体的な施策〉

ア. 避難に対する考え方の抜本的な見直し

- ○ 大規模な災害時にも安全を保つことができる避難先を確保するため、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難先安全レベルの考え方に基づく、市町村による避難先の見直しを一層促進する。
- ○ 的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを一層促進する。
- ○ 市町村が早期かつ的確に避難勧告等の発令を判断できるよう、判断の基礎となる高精度な降水予測情報を、和歌山県気象予測システムにより市町村に引き続き提供する。

■風水害避難先の安全レベル設定

平成 24 年 1 月～

土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮し、3段階のレベルを設定

避難先レベル3（☆☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも十分に安全な避難先
避難先レベル2（☆☆）	土砂災害や浸水が発生した場合でも一定の安全を確保することが可能である避難先
避難先レベル1（☆）	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がある避難先
避難先レベル1（☆）注	大規模災害等が想定される場合には事前に開設しないとするか、開設した場合であっても、危険が迫った場合には閉鎖の可能性がより高い避難先

■避難勧告等の判断・伝達モデル基準の策定

平成 24 年 10 月～

3時間後、12 時間後までの情報を基に、避難準備情報・避難勧告の発令を意識させる基準を設定

（1） 気象情報等を分析した予測ベースでの発令

（2） 空振りをおそれず避難勧告等を発令

（3） 土砂災害が発生した場合や、前兆現象が確認された場合には直ちに発令

（4） 避難が夜間になりそうな場合にには、明るいうちに避難準備情報等を発令

（5） 住民伝達時における緊迫感のある表現

■和歌山県気象予測システム

平成 25 年 9 月～

（一財）日本気象協会の短長期の降水予測情報を基に、和歌山県独自の気象予測システムを整備

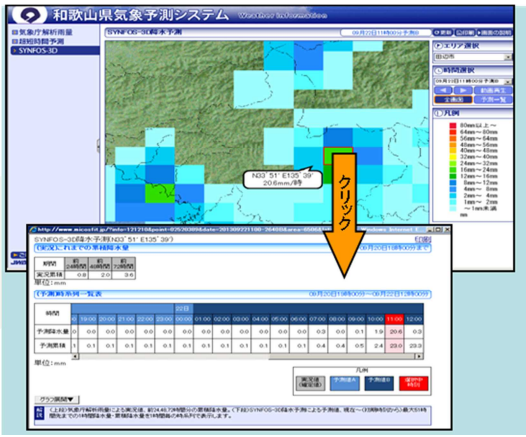

指標	現状	目標	実施主体
風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数	1,477箇所（H26） （H24 見直し開始時 1,435箇所）	随時、指定・整備	市町村
避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを完了した市町村の割合	24/30市町村・80.0%（H26）	30/30市町村・100%（H27）	市町村
市町村への降水予測情報の提供	提供中（H25.9～）	継続	県

イ．迅速な避難を促す情報の伝達

- 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。〔再掲〕
- 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、指定河川の洪水情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク）による緊急情報の発信を継続する。〔再掲〕
- 気象情報や警報・注意報、避難勧告等の情報を早期に提供するため、防災わかやまメール配信サービスでの情報配信を継続する。〔再掲〕
- 外出先等でも近くの避難先を把握できるよう、現在地付近の避難先を表示し、ＧＰＳによりルート検索ができるナビアプリの活用を促すとともに、ヤフーサービス上の県内避難先情報も最新情報に更新し提供する。〔再掲〕
- どこにいても気象情報、避難勧告等の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。〔再掲〕
- ラジオの難聴取世帯の解消に向け、ラジオ通じるプラン（相談窓口、現地調査等）を引き続き実施する。〔再掲〕
- 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を整備するなどラジオ難聴取世帯への対策を一層強化する。〔再掲〕
- 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の発信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する。〔再掲〕

指標	現状	目標	実施主体
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村〔再掲〕	9市町（H26）	30市町村（H34）	市町村
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供〔再掲〕	実施中（H23.7～）	継続	県 通信事業者
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供〔再掲〕	実施中（H19.9～）	継続	県
避難先検索ナビアプリによる避難先情報の提供〔再掲〕	実施中（H24.3～）	継続	県 通信事業者
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供〔再掲〕	実施中（H24.6～）	継続	県 通信事業者
携帯電話の不感世帯数〔再掲〕	約320世帯（H26）	160世帯以下（H31）	市町村
ＦＭラジオ中継局整備箇所〔再掲〕	０箇所（H26）	６箇所（H31）	県

ウ. 洪水・浸水対策の推進

- 洪水被害を未然に防止するため、県内主要７河川の河川整備計画を策定するとともに、予算を倍増して取り組んで来た河川整備を引き続き実施する。
- 宅地開発等に基因する排水機能の低下による用排水路からの溢水、湛水被害が頻発しているため、紀の川中下流域における農地湛水被害対策として国営総合農地防災事業を進める。
- ダムを有効活用した治水対策として、県営３ダムにおいて事前放流による洪水調節を引き続き実施する。
- 大規模水害発生時の避難等を円滑かつ迅速に行うために、洪水予報の精度向上と洪水予報河川の防災行動計画策定等に取り組むとともに、市町村の洪水ハザードマップ作成を支援する。
- 都市部の浸水被害に対応するため、下水道整備や内水ハザードマップの作成等を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
国の中期的な計画に対する河川整備率	約56%（H26）	100%（H54）	国
県管理河川の河川整備率	約37%（H26）	約44%（H34）	県
県内主要７河川における河川整備計画の策定	着手（H25）	完了（H29）	県
国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」	着手（H26）	平成40年度完成予定	国
洪水予報河川（４河川）における防災行動計画の策定	－	完了（H31）	県
内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	25%（H25）	100%（H28）	市町村
下水道による都市浸水対策達成率	41%（H24）	44%（H31）	市町村

エ. ため池対策の加速化

○ 大規模地震や集中豪雨によるため池の決壊に備えるため、危険度の高いため池の改修を加速的に実施するとともに、ため池の保全管理体制を整備する。

○ ため池が決壊するおそれのある場合または決壊した場合に、迅速かつ安全な避難を可能とするため、一定規模のため池決壊浸水想定区域図を市町村へ提供し、ため池ハザードマップの作成を支援する。

■ため池改修加速化計画（平成 25 年 3 月）

全面改修だけでなく、部分改修や廃止も推進することで、改修をスピードアップ

従来:47 年 ➡ **加速化計画後:約 14 年**

全面改修	43箇所
部分改修	190箇所
合計	233箇所

指標	現状	目標	実施主体
ため池改修加速化計画に基づく改修（233箇所）	32箇所（H26）	完了（H38）	県
ため池点検診断の実施（受益２ha以上）	43.6%（H26）	100%（H31）	県
ため池ハザードマップの作成（1,342箇所）	102箇所（H26）	完了（H30）	市町村

（2）土砂災害から命を守る対策

〈実施方針〉

- がけ崩れ等による被害が発生する前の段階で市町村に必要な情報を伝達することで、市町村長が避難勧告等の発令を的確に判断し、迅速に住民に伝達できる体制を構築する。
- 土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険を周知することで住民の早期避難を促す。
- 人家や避難所、公共施設等に土砂災害の危険が切迫している箇所については、計画的にハード整備を行う。

〈具体的な施策〉

ア．避難に対する考え方の抜本的な見直し

○ 大規模な災害時にも安全を保つことができる避難先を確保するため、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難先安全レベルの考え方に基づく、市町村による避難先の見直しを一層促進する。〔再掲〕

○ 土砂災害発生の危険度が高まった場合に、市町村長が避難勧告等の発令判断を的確に行えるように土砂災害警戒情報を発表するとともに、住民の自主避難の判断の参考となるよう、県全域を５km メッシュで区分した土砂災害警戒判定分布図を県ホームページ、地デジ放送等により引き続き公表する。

○ 的確かつ迅速な避難勧告等の発令により住民の早期避難を促すため、「和歌山県避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」に基づく市町村の避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しを一層促進する。

○ 市町村が早期かつ的確に避難勧告等の発令を判断できるよう、判断の基礎となる高精度な降水予測情報を、和歌山県気象予測システムにより市町村に引き続き提供する。〔再掲〕

■土砂災害警戒判定分布図の公表

県内全域を５ｋｍメッシュ単位で区分し、
県民に土砂災害の危険性の警戒情報を提供

■紫：現在、土砂災害警戒避難基準に達しており、危険な状態
■赤：１時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想
■黄：２時間後に土砂災害警戒避難基準に達する予想

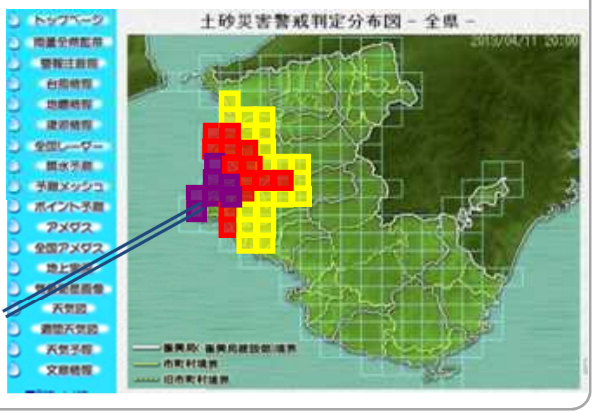

指標	現状	目標	実施主体
風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数〔再掲〕	1,477箇所（H26） （H24 見直し開始時 1,435箇所）	随時、指定・整備	市町村
土砂災害警戒情報等の提供	提供中（H19.4～）	継続	県 気象台
避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しを完了した市町村の割合	25/30市町村・83.3%（H26）	30/30市町村・100%（H27）	市町村
市町村への降水予測情報の提供〔再掲〕	提供中（H25.9～）	継続	県

イ．迅速な避難を促す情報の伝達

- 双方向通信やデータ通信等により迅速で分かりやすい情報伝達を可能にするため、防災行政無線のデジタル方式への改修・更新を一層促進する。〔再掲〕
- 緊急の避難が必要なエリアにいる住民に、土砂災害警戒情報等を迅速に伝達するため、エリアメール（ＮＴＴドコモ）や緊急速報メール（ａｕ、ソフトバンク）による緊急情報の発信を継続する。〔再掲〕
- 気象情報や警報・注意報、避難勧告等の情報を早期に提供するため、防災わかやまメール配信サービスでの情報配信を継続する。〔再掲〕
- 外出先等でも近くの避難先を把握できるよう、スマートフォン等で現在地付近の避難先を表示し、ＧＰＳによりルート検索ができるナビアプリの活用を促すとともに、ヤフーサービス上の県内避難先情報も最新情報に更新し提供する。〔再掲〕
- どこにいても気象情報、避難勧告等の情報を受信できるよう、携帯電話の不感世帯解消を一層促進する。〔再掲〕
- ラジオの難聴取世帯の解消に向け、ラジオ通じるプラン（相談窓口、現地調査等）を引き続き実施する。〔再掲〕
- 情報伝達手段を多重化するため、AM放送の難聴エリアを補完するＦＭラジオ中継局を整備するなどラジオ難聴取世帯への対策を一層強化する。〔再掲〕
- 情報通信の多重化を進めるため、防災情報の伝達に衛星通信を活用するとともに、緊急情報の発信や安否確認等への準天頂衛星の利用を検討する。〔再掲〕

指標	現状	目標	実施主体
デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村〔再掲〕	9市町（H26）	30市町村（H34）	市町村
エリアメール、緊急速報メールによる情報提供〔再掲〕	実施中（H23.7～）	継続	県 通信事業者
防災わかやまメール配信サービスによる情報提供〔再掲〕	実施中（H19.9～）	継続	県
避難先検索ナビアプリによる避難先情報の提供〔再掲〕	実施中（H24.3～）	継続	県 通信事業者
ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供〔再掲〕	実施中（H24.6～）	継続	県 通信事業者

指標	現状	目標	実施主体
携帯電話の不感世帯数〔再掲〕	約320世帯 （H26）	160世帯以下 （H31）	市町村
ＦＭラジオ中継局整備箇所〔再掲〕	０箇所（H26）	６箇所（H31）	県

ウ. 土砂災害対策の着実な推進

- 土砂災害から人命を保護するため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、危険性を周知する土砂災害警戒区域等を指定する。併せて区域内の情報伝達体制、要配慮者の避難支援など、市町村による警戒避難体制の整備を促進する。
- 土砂災害から命を守り、人家や避難場所などを保全するため、計画的に砂防施設を整備する。
- 土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）の発生について土砂災害防止法に基づく緊急調査を的確に実施するため、緊急調査の演習を継続的に実施する。
- 深層崩壊等発生メカニズムの解明に向け、国土交通省近畿地方整備局「大規模土砂災害対策技術センター」において、深層崩壊等の大規模土砂災害の調査・研究を進める。
- 山崩れや土石流、地すべり等を引き起こす可能性のある山地災害危険地区のうち、人家や道路、学校、病院等の公共施設に被害の及ぶところについては計画的に治山施設を整備する。

指標		現状	目標	実施主体
土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率		調査36.3%（H26） 指定32.9%（H26）	調査100%（H31） 指定100%（H32）	県
土砂災害対策における保全人家戸数		14,000戸（H26）	18,000戸（H31）	県
人家・避難場所などを保全する砂防事業の推進（87箇所）		工事施工中(H26)	87箇所完了（H31）	県
直轄砂防事業の促進	熊野地区	工事施工中（H26）	完成（H28）	国
	三越地区	工事施工中（H26）	完成（H28）	国
	那智川水系	工事施工中（H26）	完成（H28）	国
大規模土砂災害に対する現地調査演習の実施		準備中	継続した演習を実施	国 県
深層崩壊等に関する調査研究を進め、危険箇所の抽出や警戒態勢の整備に活用		調査実施中	深層崩壊等の原因究明のための研究を継続実施	国 県 大学
山地災害危険地区のＡランク危険地（未整備）		930箇所（H26）	880箇所（H31）	県

II.発災直後の救助体制と早期復旧体制の確保

１.災害応急体制の整備

〈現状・課題〉

災害時の生存率は発災後 72 時間が経過すると急激に低下するといわれている。迅速な救助・救急、医療活動が求められるが、被害が広範囲に及ぶ大規模災害が発生した場合、人員、資材等の不足が懸念される。

南海トラフの地震では、道路など交通施設や上下水道、電気などライフラインの被害が想定されており、生きるために必要な食糧、飲料等が不足したり、医療や避難生活に必要な機器が電力不足で使えないなどの事態が懸念される。

（１）救助・救援体制の充実強化

〈実施方針〉

- 災害発生時の避難誘導、救助活動などに従事する消防や警察の機能強化に取り組むとともに、災害拠点病院等の医療機関やＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム 11 病院・19 チーム）の機能維持・強化を進める。

〈具体的な施策〉

ア. 消防・警察の機能強化及び広域受援体制の強化

- ○ 県外からの緊急消防援助隊が円滑に活動できるよう、受入体制・運用体制を構築する。
- ○ 大規模災害に備え、各消防本部の資機材や装備を充実するとともに、県内各消防本部が円滑に活動できるよう、相互応援訓練を実施する。
- ○ 大規模災害や救急高度化など新たな教育訓練ニーズに対応するため、消防学校を移転整備する。
- ○ 消防機関が相互に通信できる体制を構築するため、消防救急無線をデジタル化するとともに、市町村と共同して県内全域での無線網を早急に整備する。
- ○ 災害発生時の救助・救急体制の絶対的不足に対処するため、消防団を充実強化する。
- ○ 津波災害時、消防団が的確に初動期の判断・行動ができるよう、安全・管理マニュアルを策定する。

○ 救助・救援活動等を円滑に実施するため、必要となる資機材、物資を迅速に調達できるよう民間事業者等との協定締結など連携を強化する。

○ 本県警察における救助部隊員の絶対数が不足した場合や、必要な治安維持体制の確保に備えるため、警察災害派遣隊の要請先である警察庁と調整する。

○ 災害発生時に警察が効率的かつ円滑に人命救助や情報収集を行えるよう、必要な装備、資機材の整備、警察車輌の給油手段確保など、環境整備を実施するとともに、災害警備訓練を実施する。

○ 自衛隊が円滑に活動できるよう、受入体制・運用体制を構築する。

指標	現状	目標	実施主体
緊急消防援助隊の派遣時に県庁に設置される調整本部の運用体制を確立	－	確立（H27）	県
新たな教育・訓練施設を備えた消防学校の整備	－	開校（H29.4）	県
県内全域での消防救急無線網の整備	－	完了（H27）	県 市町村
消防団員数	11,865人 （H27.4）	維持	市町村
津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルを策定した市町村	沿岸16市町（H26）	沿岸19市町で策定 （H27）	市町村

イ．医療機関等の災害対応能力強化

○ 災害発生時の医療提供体制を確保するため、災害拠点病院、災害支援病院、救命救急センター等の耐震化を一層促進する。

○ 傷病者の治療を行う病院や有床診療所が火災により焼失することのないよう、スプリンクラーの設置を一層促進する。〔再掲〕

○ 災害時の救急及び透析医療を担う災害拠点病院や災害支援病院の電力及び水を確保するため、自家発電装置及び貯水槽の設置等を一層促進する。

○ 長期停電時に在宅療養患者の人工呼吸器の電源を確保するため、難病患者に対する非常用発電機貸出事業や、医療機関が無償貸与する予備電源等物品の購入補助に関して、患者や医療機関への周知啓発を強化する。

○ 災害時にＤＭＡＴ搬入の先遣隊の移動手段となるドクターヘリが確実に運航できる体制を整備するため、給油所の津波対策などを実施する。

○ 医師の異動に備えた補充隊員養成のため、ＤＭＡＴ隊員養成講座の受講を促進する。

○ 被災地で適切な医療・看護を提供するため、災害支援看護職員の確保・派遣体制を確立する。

○ 災害用医薬品等の確保・供給や支援薬剤師の派遣体制を確立するため、現行マニュアルに従った災害対応訓練を実施し、問題点の洗い出しと改善を行う。

指標		現状	目標	実施主体
医療機関の耐震化率〔再掲〕	災害拠点病院	100%（H26）	維持	医療機関
	災害支援病院	92.3%（H26）	100%（H29）	医療機関
病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置〔再掲〕		約49%（H26）	100%（H37）	医療機関
災害拠点病院への自家発電装置等の設置		90%（H26）	100%（H27）	医療機関
県内の災害拠点病院等におけるＤＭＡＴ保有		19チーム（H26）	維持	医療機関
救急看護に係る認定看護師研修の開催		準備中（H25～）	平成27年度研修開始	県看護協会
医薬品の確保や支援薬剤師の派遣にかかる災害対応訓練の実施		実施中（H25～）	継続	県

（2）必要な救援物資の確保

〈実施方針〉

- 緊急時でも安定した物資供給を可能にするため、必要な物資を備蓄するとともに、救援物資の確保のため、企業との連携や道路の通行が困難になった場合を想定した輸送体制を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 物資備蓄の推進

○ 大規模災害発生時に救援物資が滞留することを防ぐため、発災直後は緊急に必要な救援物資に限定し、その他の救援物資は依頼するまで保管してもらう。被災者のニーズを把握したうえで、順次受入品目を増やす方法を推進する。

○ 県・市町村・民間事業者・社会福祉施設が連携して食糧、飲料水、医薬品等を計画的に備蓄するとともに、適正な保管を行うため災害備蓄用の倉庫を整備する。

○ 広範囲の被害が想定される災害では行政の備蓄に頼れない可能性もあるため、各家庭における１週間分の備蓄について啓発を実施する。

指標	現状	目標	実施主体
県の備蓄物資量	約17.2万食（H26）	約30万食（H31）	県
社会福祉施設での循環備蓄	備蓄体制完了（H24）	維持	県

イ. 救援物資の供給体制の確立

○ スムーズな救援物資供給を行うため、協定を締結した物流関係企業と連携した救援物資の輸送訓練や、幹線道路等の被災により車両輸送が困難となった場合を想定し、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練を引き続き実施する。

○ 孤立集落に空からの支援が可能となるよう、ヘリポート整備を一層促進する。

○ 物資供給を停滞させないよう、中小企業融資制度を活用し、民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
救援物資輸送訓練の実施	実施中（H24～）	継続	県
災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数	293箇所（H25）	随時、指定・整備	市町村
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」により防災対策に係る資金を融資	同資金を制度化（H25～）	維持	県

（3）避難者の安心確保

〈実施方針〉

- 大災害が発生した場合、避難生活が長期化することが考えられるため、避難者の心身の状況や健康を考慮した対策を行う。

〈具体的な施策〉

ア. 様々な事態を想定した避難所等の確保

○ 避難所の運営規模に応じて、空間配置やルール、運営に必要な業務を体系化した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル（改定版）」を基に、避難所運営マニュアルの見直しを一層促し、災害時に女性・子どもや障害者等に配慮した避難所運営を促進する。

○ 自主的な避難所運営体制を確保するため、自主防災組織の代表者等を対象にした避難所運営リーダー養成講座を引き続き実施する。

○ 一般の避難所における生活が困難な高齢者や障害のある人など特別な配慮を必要とする人が適切な支援を受けられるよう、二次避難所として福祉避難所の設置を一層促進する。

○ 避難所における不足物資等への対応を迅速に行うため、県から市町に派遣する災害時緊急機動支援隊（県職員 720 名）によるタブレット端末等を用いたニーズ把握を実施する。

○ 災害によるショック、避難所生活でのストレス、将来への不安などにより心身に不調が生じている被災者のこころのケアを実施する。

指標	現状	目標	実施主体
避難所運営マニュアルを見直した市町村数	28市町村（H26）	30市町村（H27）	市町村
避難所運営リーダーの養成	547人（H26）	約3,500人（H31）（5年間で3,000人）	県
災害時緊急機動支援隊の任命	720名（H26）	維持	県
指定又は協定締結した福祉避難所数	29市町村176箇所（H26）	30市町村280箇所［小学校区に１箇所程度］（H31）	市町村

イ. 感染症対策

○ 感染症等の発生に適切に対応できるよう、水害時の汚水流入等に対して具体的な消毒実施の知識を普及する研修を実施する。

○ 感染症のまん延防止のため、定期予防接種の接種率向上を促進する。

○ 避難者が衛生的かつ安心して過ごせるよう、避難所等への下水道の管渠整備を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
消毒等実施に係る研修の実施	－	平成27年度実施	市町村
避難所等への下水道の管渠整備率	52%（H25）	66%（H31）	市町村

（4）ライフライン等の機能確保

〈実施方針〉

- 救助・救援活動に必要であり、生活の基盤であるライフラインについて、被災した場合も早期に復旧できるよう、防災・減災対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア．上水道施設の災害対策

○ 水道水等の供給を早期に再開するため、管路、浄水施設、配水池等の水道施設の耐震化等を一層促進する。

○ 応急給水支援が可能な水道事業者による被災市町村への支援体制を確立するため、給水資機材の融通等の検討や応急給水支援訓練の実施を促進する。

○ 災害直後の生活用水を確保するため、災害時に活用可能な井戸の登録制度を創設するよう市町村に促す。

指標	現状	目標	実施主体
重要給水施設への基幹管路耐震適合率	20.3%（H25）	40%（H31）	市町村
耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率	21.4%（H26）	30%（H31）	市町村
浄水場の耐震化率（浄水能力（㎥/日）ベース）	10.1%（H25）	20%（H31）	市町村
災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数	3市町（H26）	20市町村（H31）	市町村

イ．汚水処理施設の災害対策

○ 下水道事業継続計画について、市町村に対し作成手法を周知し、策定を促進するとともに、下水道施設の耐震・耐津波性、老朽化への対策を一層進める。

○ 市町村が実施する農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する。

○ 市町村の浄化槽台帳システムの整備を進め、設置・管理状況の把握を促進するとともに、老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する。

○ 下水道施設を保有している市町村との被災状況伝達訓練や近畿ブロック情報連絡訓練を実施し、災害時の応援体制を充実する。

指標	現状	目標	実施主体
下水道の事業継続計画策定率	5％（H25）	100％（H28）	県 市町村
地震対策上重要な下水管渠における 地震対策実施率	43％（H24）	52％（H31）	県 市町村
農業集落排水施設の老朽化に対する 機能診断実施割合	5％（H26）	50％（H31）	市町村
浄化槽台帳システム整備自治体数	4/30自治体 （H25）	6/30自治体 （H31）	市町村

ウ. 非常用電力等の確保

○ 災害拠点病院や災害支援病院の機能を維持するため、自家発電装置の設置を一層促進する。〔再掲〕

○ 物資供給を停滞させないよう、中小企業融資制度を活用し、民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を一層促進する。〔再掲〕

○ 防災拠点や避難所等において、電力供給が遮断された際に必要最小限の機能を維持するため、再生可能エネルギーの導入を一層促進する。

指標		現状	目標	実施主体
災害拠点病院への自家発電装置等の設置 〔再掲〕		90％（H26）	100％（H27）	医療機関
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」 により防災対策に係る資金を融資〔再掲〕		同資金を制度化 （H25～）	維持	県
防災拠点や避難所等 への再生可能エネル ギー導入	太陽光発電設備 ＋蓄電池（41基）	20基（H26）	完了（H28）	市町村
	バイオマスストーブ （15基）	13基（H26）	完了（H28）	市町村

エ. ガソリンスタンド等の機能確保

○ ガソリンスタンドやＬＰガス充てん所が被災・停電等により供給機能を停止しないよう、災害対応型中核給油所や中核充てん所の設置を進める。

○ 消防機関による法令基準の遵守指導や、災害対応型中核給油所における自家発電設備等の設置にも活用できる融資制度を通じて、災害時においてもガソリンスタンド機能が停止しないよう対策を促進する。

指標	現状	目標	実施主体
LPガス中核充てん所	４施設（H25）	６施設（H32）	事業者
災害対応型中核給油所	25施設（H26）	維持	事業者

2.救助・救援に資するルートの確保

〈現状・課題〉

津波による甚大な被害が想定される紀南の沿岸地域へのルートは、現状、国道 42 号に限られており、それが分断された場合、陸路では発災後 72 時間経っても到達できない地域が存在している。また、地域の幹線道路についても、橋梁の損壊、道路斜面の崩落、落石、電柱の倒壊等により通行不能となるおそれがある。

災害時の重要な交通手段である空港においては、耐震性の確保、港湾においては津波漂流物による航路閉塞等、それぞれ課題がある。

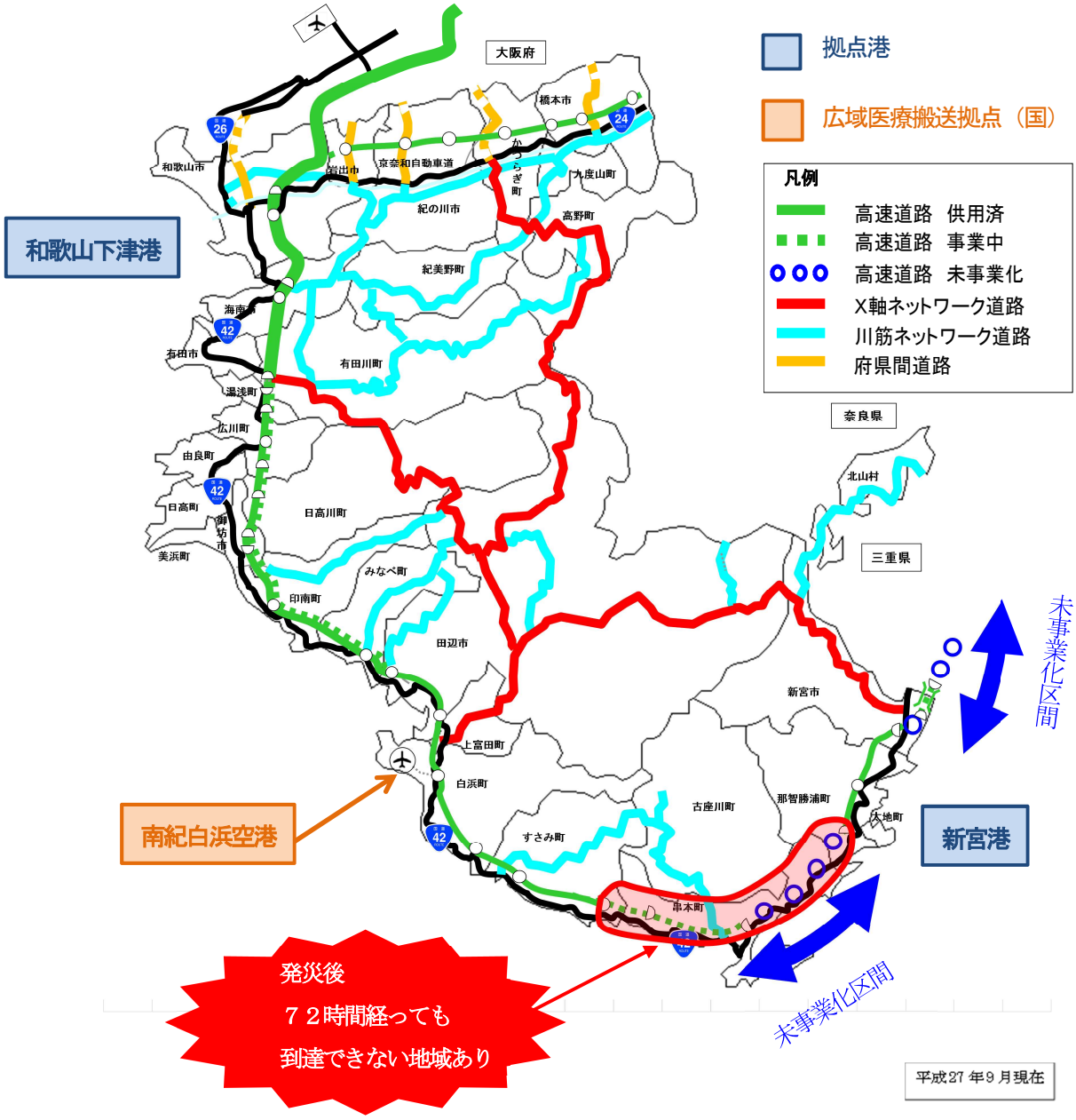

（1）道路ネットワークの確保

〈実施方針〉

➢ 災害時の救助や物資供給に必要な広域的な道路ネットワークの整備促進を図るとともに、県内各地に迅速かつ確実に物資等を送ることができる県内道路網を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 高速道路ネットワーク等の整備

○ 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。

指標		現状	目標	実施主体
高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率		54%（H26）	89%（H35）	国
高速道路（近畿自動車道紀勢線府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率		28%（H26）	66%（H33）	国 NEXCO西日本
紀伊半島一周高速道路	田辺～すさみ間	工事施工中（H26）	開通（H27）	国
	那智勝浦道路	工事施工中（H26）	開通（H27）	国
	すさみ串本道路	測量調査中（H26）	工事推進中（H31）	国
	新宮紀宝道路	測量設計中（H26）	工事推進中（H31）	国
	串本～太地間	－	新規事業化	国
	新宮～熊野間（新宮紀宝道路は除く）	－	新規事業化	国
	有田～南紀田辺の４車化の整備	用地取得中（H26）	工事推進中（H31）	国
京奈和自動車道	紀北西道路	工事施工中（H26）	開通（H28）	国
国道26号	和歌山岬道路	工事施工中（H26）	開通（H28）	国
国道42号	有田海南道路	用地取得中（H26）	工事推進中（H31）	国
	冷水拡幅	工事施工中（H26）	工事推進中（H31）	国
	田辺西バイパス	部分供用（H25） 工事施工中（H26）	工事推進中（H31）	国

指標		現状	目標	実施主体
国道169号	奥瀞道路（Ⅱ期）	工事施工中（H26）	開通（H27）	国
国道480号	鍋谷峠道路	工事施工中（H26）	開通（H28）	国
国道371号	新紀見トンネル	測量設計中（H26）	完成（H31）	県 大阪府
京奈和自動車道の第二阪和国道までの延伸		－	調査着手	
（仮称）京奈和関空連絡道路の整備		－	調査推進	
国道169号	奥瀞道路延伸部	－	調査着手	

イ．幹線道路ネットワーク等の整備

○ 助かる命を救うため、発災後 72 時間以内に救助・救援活動が展開できる道路ネットワークを整備する。

○ 災害に強い道路ネットワークを確保するため、X軸ネットワーク道路や川筋ネットワーク道路などの幹線道路を重点的に整備してきたが、主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を引き続き整備する。

○ 集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の保全対策を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
発災後72時間以内に救助活動等が展開できる道路ネットワーク整備	－	100%（H39）	国 県
代替性確保のための道路ネットワーク整備	57%(H26)	94%（H39）	国 県
川筋ネットワーク道路の整備	整備中	H29 概成	県
L＝15m以上の農道橋の耐震診断実施数	１橋（H25）	15橋・100%（H31）	市町村
人家や公共施設と連絡する重要な林道におけるL＝15m以上の林道橋の点検診断実施数	9橋（H25）	35橋・100%（H31）	市町村

（2）緊急輸送道路等の通行確保

〈実施方針〉

➢ 救助・救援のために必要不可欠な緊急輸送道路や地域の幹線道路について、災害時においても円滑な通行を確保するための対策を行う。

〈具体的な施策〉

ア. 橋梁・トンネル等の対策

○ 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性があることから、橋梁耐震化や道路斜面対策を引き続き実施する。

○ 橋梁長寿命化修繕計画やトンネル維持管理計画に基づき橋梁・トンネルの老朽化対策を引き続き実施する。

指標	現状	目標	実施主体
緊急輸送道路等の橋梁耐震化率	93%（H26）	100%（H28）	県
緊急輸送道路等の 道路斜面の要対策箇所対策率	67%（H26）	100%（H30）	県
橋梁の要修繕箇所対策率	80%（H26）	100%（H30）	県
トンネルの要修繕箇所対策率	52%（H26）	100%（H27）	県

イ. 円滑に通行を確保するための対策

○ 関係機関との協定に基づき、応急対策業務や被害状況調査等の応援協力体制を整備するとともに、「和歌山県道路啓開計画」を策定する。

○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械や仮設資材が不足しないよう、関係機関との連携を図り、資機材の保有情報を共有する。

○ 電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれのあることから、市街地等の幹線道路における無電柱化を引き続き実施する。

○ 緊急交通路の円滑で安全な通行を確保するため、主要な交差点を中心に非常用電源装置を引き続き配備する。

○ 信号機の停止による交通事故の発生や交通渋滞等を抑えるため、経年劣化により倒壊する危険がある信号柱の建て替えや信号制御機の更新、新型光ビーコンの整備などを引き続き実施する。

指標	現状	目標	実施主体
和歌山県道路啓開計画の策定	策定中	平成27年度中	県
市街地等の幹線道路の無電柱化率	12%（H26）	15%（H31）	国・県・市町村・電気事業者・通信事業者
信号機の非常用電源装置配備	84基（H26）	113基（H31）	県
信号柱の年間建て替え本数	79本（H26）	計画的に更新（年100本程度）	県
信号制御機の年間更新台数	48台（H26）	計画的に更新（年90台程度）	県
道路交通情報を収集・提供する新型光ビーコンの整備	160基（H26）	約330基（H31）	県

（3）空港・港湾の機能確保

〈実施方針〉

- 災害時の重要な交通手段として、被災者の搬送や物資、人員の受入・輸送拠点となる空港や港湾の機能を確保する。

〈具体的な施策〉

ア. 空港機能の確保

○ 南紀白浜空港の空港機能を最低限保持するため、耐震性照査を実施し必要に応じて耐震化を実施する。

○ 大規模災害後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する。

指標	現状	目標	実施主体
南紀白浜空港の耐震化	－	完了（H31）	県
南紀白浜空港の事業継続計画策定	－	平成27年度中	県

イ. 港湾機能の確保

○ 港湾施設の機能を保持するため、耐震岸壁の耐震性照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する。

○ 港湾施設の防波堤について、３連動地震等の地震に対する耐震性を確認し、必要に応じ耐震化及び耐津波性能化（粘り強い構造）を実施する。〔再掲〕

○ 大規模災害後の速やかな港湾機能の維持・回復を図るため、国際拠点港湾である和歌山下津港の事業継続計画を策定する。

○ 災害時における海上輸送を確保するため、災害時の利用可能船舶を把握し、船舶の利用に係る関係者との協力体制を構築するとともに、物資輸送等を行う協力船舶の燃料を確保する。

○ 津波による航路閉塞により入港が困難となることが予測されるため、国土交通省港湾局・海上保安庁など関係機関と協議を進め、航路啓開による物流機能の早期回復に向けた活動手順の指針を作成する。

指標	現状	目標	実施主体
県の耐震岸壁の延長（680m）	19%（H26）	100%（H30）	県
防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6港）〔再掲〕	着手(H26)	100%(H36)	県
和歌山下津港湾・海岸の直轄事業の推進	工事施工中（H26）	100%（H35）	国
和歌山下津港の事業継続計画策定	―	平成27年度中	県
物資輸送等を行う協力船舶（漁船等）用の燃料確保	協議開始（H26）	燃料確保体制の整備（H27）	県 関係団体
航路啓開活動チェックマニュアル（仮称）の作成	指針（案）作成（H26）	完了（H28）	県

３.行政の災害対応能力強化

〈現状・課題〉

行政は、災害発生時において、災害情報の収集・伝達をはじめ、救助・救援の依頼・受入・指示など、迅速かつ適切に判断し行動することが求められる。

行政の災害対応能力が欠如していたり、機能不全に陥った場合、正確な情報が伝えられず、救助・救援が遅れ、被害が拡大するおそれがある。

（１）災害対策を確実に推進できる体制の構築

〈実施方針〉

- 大規模災害時においても、行政機能を維持するとともに、災害対策本部を早急に立ち上げ、関係機関と連携した災害対応が確実に行える体制を構築する。

〈具体的な施策〉

ア. 県の災害対応体制強化

- 県内４箇所の広域防災拠点において、国や防災関係機関等による救助・救援等の応援活動を迅速かつ円滑に受け入れることができるよう、それぞれの広域防災拠点の運用方法に応じた開設・運営等訓練を継続して実施する。
- 防災関係機関との更なる連携強化を図るため、津波災害対応実践訓練、図上訓練及び職員参集訓練等の実践的訓練を継続して実施する。
- 孤立集落の状況を収集するために孤立可能性のある 583 集落に配備している防災行政無線等を用いた通信訓練を継続して実施する。
- 重要施設や緊急車両等の燃料を優先的に確保できるよう、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行うための訓練を継続して実施する。
- 自衛隊等の受入をスムーズに行い、災害対策本部を迅速に機能させるため、必要な執務スペース、備品等を確保する。
- 危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスを継続して提供できるよう、県庁各課室において危機事象業務継続計画の見直しを実施する。
- 災害対策本部で災害対応に従事する職員の食糧を確保する。
- 災害時に防災拠点としての機能を十分に果たせるよう、庁舎を耐震化するとともに、津波浸水想定区域に位置する庁舎等を移転する。
- 市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、災害対応に活用するため、総合防災情報システムを再構築する。

○ いつ発生するか分からない災害に備え、防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器の機能確保を実施する。

○ 県内を結ぶ高速大容量ネットワーク「きのくにｅーねっと」について、災害時においても途絶しないよう複線化等を実施する。

指標	現状	目標	実施主体
関係機関との実践的訓練	実施中（H24～）	継続	県
ブラインド（事前不告知）職員参集訓練	実施中（H24～）	継続	県
実践的訓練への応援機関等の参加	約70機関 （H24～H26）	100機関／年	県
孤立可能性のある集落における 防災行政無線等の設置率	100%（H24）	維持	市町村
孤立集落通信確保訓練	実施中（H24～）	継続	県 市町村
燃料確保にかかる実践的訓練	実施中（H25～）	継続	県
危機事象業務継続計画	策定済（H25）	継続して見直し	県
災害対策本部で災害対応に従事する職員の 備蓄食糧の確保	必要量を確保済	計画的に更新	県
海草振興局建設部庁舎の建替・移転	－	平成30年度内	県
東牟婁振興局串本建設部庁舎の建替・移転	－	平成28年度内	県
和歌山下津港湾事務所の建替	－	平成29年度内	県
総合防災情報システム再構築	－	完了（H27）	県

イ．警察の災害対応体制強化

○ 災害時における警察機能確保のため、警察施設の耐災害性を強化するとともに、110 番通報受理や警察無線による通信指令機能等のシステムや県警ＷＡＮシステムの耐災害性を向上させる。

○ 大規模災害への対応力を強化するため、県警察大規模災害業務継続計画について、必要な見直しを実施するとともに、全警察職員の食糧備蓄について、計画的に更新する。

○ 大規模災害時に行方不明者等を迅速に照合するため、行方不明者届受理システムを構築するとともに、身元確認のためのＤＮＡ型鑑定を行う科学捜査研究所の機能を確保する。

○ 多数検視実施体制を整備するため、関係機関と連携し、多数検視訓練等を継続して実施する。

指標	現状	目標	実施主体
警察署庁舎の耐震化率	85.7%（H25）	100%（H28）	県
全警察職員の備蓄食糧の確保	必要量を確保済	計画的に更新	県

ウ. 市町村の災害対応体制の強化支援

○ 市町村役場機能が著しく低下し、迅速かつ十分な災害対応が出来なくなることを想定し、県職員 720 名で構成した災害時緊急機動支援隊を創設し、被災市町村に派遣する。〔再掲〕

○ 紀伊半島大水害の被災地に派遣された職員など、廃棄物行政の経験が豊富な県職員を予め災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに被災市町村へ派遣する。

○ 市町村と協力して住家被害認定業務を円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を市町村に派遣する。

■災害時緊急機動支援隊

支援要員を被災地に派遣し、市町村役場や避難所で情報を収集

（緊急機動支援隊の訓練状況）

指標	現状	目標	実施主体
災害時緊急機動支援隊の任命〔再掲〕	720名（H26）	維持	県
和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命	16名（H26）	30名（H31）	県
住家被害認定士リーダー（県職員）任命者	36名（H26）	維持	県

４.地域の防災体制づくり

〈現状・課題〉

大規模災害が発生すると被害が広範囲に及ぶため、行政による救助・救援活動（「公助」）が困難になることが予想される。

また、自分の身の安全は自分で守るという「自助」の意識や、自分たちの地域はお互いに助け合って守るという「共助」の取組が欠如していると、発災時に適切な初動が行えず、被害が拡大する懸念がある。

（１）地域の防災力強化

〈実施方針〉

- 地域における応急活動や救急活動の中心となる人材の育成などにより、地域住民の助け合いによる災害対応力を向上させる。

〈具体的な施策〉

ア. 地域防災の担い手育成

○ 地域における活動の中心となる地域防災リーダーの養成を進めるとともに、自主防災組織の充実・強化を図る。

○ 自主的な避難所運営体制を確保するため、自主防災組織の代表者等を対象にした避難所運営リーダー養成講座を引き続き実施する。〔再掲〕

指標	現状	目標	実施主体
「紀の国防災人づくり塾」修了者	1,297人（H26）	約1,800人（H31） （5年間で500人）	県
自主防災組織率	84.4%（H26）	100%（H31）	市町村 住民
自主防災組織主催の避難（所）訓練の実施	－	各団体　年１回 （H31）	市町村 住民
避難所運営リーダーの養成〔再掲〕	547人（H26）	約3,500人（H31） （5年間で3,000人）	県

イ．地域の防災拠点の強化

○ 市町村が避難場所とする都市公園等について、生活物資の備蓄、物資輸送の中継基地など、防災機能を考慮した整備を一層促進する。

○ 高速道路の緊急開口部の整備、ＳＡ・ＰＡの防災施設としての活用や避難路の整備等により、道路利用者や近隣地域の避難場所・防災拠点として、ＳＡ・ＰＡを含めた高速道路の活用を促進する。

○ 県内の「道の駅」設置者と災害時の防災拠点として利用できるよう防災上の利用に関する協定を締結し、防災機能の強化を図る。

指標	現状	目標	実施主体
防災設備を有した避難地指定都市公園数	３／86公園（H26）	40／86公園（H31）	市町村
防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結	準備中（H26～）	平成27年度中	国 県 市町村

ウ．避難行動要支援者対策

○ 高齢者、障害者など、災害時に安全な場所への避難に支援を要する方々の把握と必要な支援体制を整備する市町村を支援する。〔再掲〕

○ 市町村における避難行動要支援者の避難支援のために必要な資機材等の整備を支援する。

指標	現状	目標	実施主体
避難支援プラン（個別計画）の作成市町村〔再掲〕	１町（H26）	30市町村（H31）	市町村

エ．帰宅困難者支援

○ 災害時に公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、帰宅困難者が発生した場合に備え、民間事業者と連携した支援体制を整備する。

指標	現状	目標	実施主体
災害時帰宅支援ステーション事業に関する協定締結事業者	26社（H26）	維持	関西広域連合

（2）防災教育の徹底

〈実施方針〉

- 災害から自ら命を守る意識を持つための教育を義務教育の段階から徹底するとともに、防災・減災について地域で学ぶ機会を提供し、住んでいる地域にどういった災害の危険があるのか県民一人ひとりが正しい知識と姿勢を身につけ、地域の災害対応力を高める活動に積極的に参加するよう促す。

〈具体的な施策〉

ア．地域における学ぶ機会の提供

○ 「出張！県政おはなし講座」や「出張！減災教室」などの啓発講座を通じて、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での防災・減災対策を一層促進する。

○ 災害時において要援護者となる可能性の高い在住外国人に対し、通訳ボランティアによる防災講座、救命救急講座を実施する。

指標	現状	目標	実施主体
「出張！減災教室」の開催	H23～H26で641回（69,030人）	毎年220回（22,000人）	県
外国人向け防災講座、救命救急講座等の受講者	30人／年	継続	県

イ．学校における防災教育

○ 平成26年3月に改訂した「学校における防災教育・安全指針」に基づき、自らの安全を確保するための判断力や行動力を育成する防災教育を充実させる。

○ 地域防災を担う青少年を育成するため、高校生防災スクールを引き続き実施し、炊き出し・配膳訓練や避難所のパーテーション組立訓練等を行い、一人ひとりの「自助」の力を養うとともに、「共助」の意識を向上させる。

○ 学校（小学校、中学校、高等学校）と地域が連携した、より実践に即した避難（防災）訓練を広める。

○ 生徒の防災意識を高めるとともに、災害時の避難先や避難経路について家族との話し合いを行い、予め決めておくため、避難カードの作成・配布を継続して実施する。〔再掲〕

指標		現状	目標	実施主体
小中学校での防災教育の実施校数		全ての小中学校	引き続き全ての 小中学校で実施	市町村
高校生防災スクールの実施校数		全ての県立中・高校	引き続き全ての 県立中・高校で実施	県
地域と連携した 避難（防災）訓練 の実施率	小学校	81.2%（H26）	90%（H31）	県 市町村
	中学校	42.9%（H26）	70%（H31）	県 市町村
	高等学校	59.3%（H26）	70%（H31）	県 市町村

【地域と連携した防災学習の取組例】

新庄地震学

田辺市立新庄中学校第３学年が週１回、総合学習の時間に地域の防災について図書館やインターネット、インタビュー、アンケート等で調べ、１年間のまとめを地域の人たちに発表する取組。平成 13 年度から実施しており、第１回レジリエンスアワード（強靭化大賞）でグランプリを受賞。

III.　県民生活の再建と産業の復興

１.迅速な復旧・復興の実現に向けた取組

〈現状・課題〉

被災した地域の復旧･復興が遅れると避難所生活が長くなることで身体的精神的負担が増すことにより県民も生活を再建する気力を失ってしまう。そのまま放っておくと企業活動の停止や企業の県外移転などを招き、被災地から労働人口が流出することになり、地域経済が停滞し、地域の活力が失われてしまう。

災害が発生した後の事後対応だけでは、再建方法の検討や準備に時間がかかり、被災者の生活再建や経済活動の回復が遅れることが懸念される。

また、南海トラフの地震では、災害廃棄物が大量に発生することが想定されており、処理が停滞すると復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。

（１）復旧・復興に向けた体制の整備及び人材の確保

〈実施方針〉

- 迅速な復旧・復興のため、平時から被災を想定した計画・体制等を準備しておくとともに、復旧・復興を担う人材等の確保に取り組む。
- 大量に発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための体制整備等に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 県民生活の早期再建に向けた体制の構築

- ○ 被災後、１日でも早く復興するためには、あらかじめ復興計画等を検討しておくことが必要であることから、事前復興マニュアル（仮称）を作成する。
- ○ 長期避難者の避難環境を改善するため、公営住宅やホテル・旅館での受け入れ体制を構築する。
- ○ 住宅を失った被災者に対する住居を緊急的に確保するため、「東海・東南海・南海３連動地震及び南海トラフ巨大地震による被害想定（平成 26 年和歌山県公表）」に基づいた応急住宅確保計画の見直しを実施する。
- ○ 住宅再建の支援や手数料の減免など、被災者の生活再建を支援する制度を検討し、準備する。
- ○ 全国から寄せられる災害義援金について、早期かつ適切に被災者に配布するための配分対象や配分基準を明確化する。

○ 災害後の円滑な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界や所有者等の情報を明確に把握するため、地籍調査を一層促進する。

指標	現状	目標	実施主体
事前復興マニュアル（仮称）	－	作成（H27）	県
応急仮設住宅建設候補地確保のための調査	全市町村１回（H26）	継続	県
津波浸水想定地域の地籍調査実施率	42.5%（H26）	53.8%（H30）	市町村

イ. 復旧・復興を担う人材等の確保

○ 被災者生活再建支援法に基づく支援金など公的支援を受けるために必要となる住家被害認定の手続きを迅速かつ円滑に進められるよう、住家被害認定士を引き続き養成するとともに、市町村と協力して認定業務を円滑に進める「住家被害認定士リーダー」（県職員）を確保する。

○ 被災した宅地や建築物を調査し、余震による倒壊や外壁、窓ガラスの落下の危険性を判定する危険度判定士を引き続き養成し、二次災害による被害を防止する。

○ 復旧・復興に大きな役割を果たすボランティア確保のため、専門性を持つＮＰＯ関係者のボランティア登録を一層進める。

○ 公共インフラの整備及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足しないよう、県内業者により施工が可能と見込まれる工事は可能な限り県内業者に発注するなど県内建設業者の育成を図る。

○ 入札参加資格審査や総合評価方式での若手・女性技術者への配慮や人材育成事業などにより、若手・女性技術者の入職・育成を推進する。

指標	現状	目標	実施主体
住家被害認定士数	559名（H26）	1,000名確保（H31）	県
住家被害認定士リーダー（県職員）任命者〔再掲〕	36名（H26）	維持	県
被災宅地危険度判定士の登録者数（※当初目標100人）	476人（H26）	維持	県
被災建築物応急危険度判定士の登録者数（※当初目標1,000人）	1,176人（H26）	維持	県
専門性を持つＮＰＯ関係者の災害ボランティア1000人登録	700人（H26）	完了（H27）	県
県発注建設工事における県内企業の受注割合（件数）	－	98%維持	県
建設業における主任技術者の若手・女性割合	10%（H26）	15%（H31）	県

ウ. 迅速な復旧・復興に向けた災害廃棄物等処理体制の整備

- 被災市町村において災害廃棄物の処理を迅速に進めるため、災害廃棄物処理計画の策定等、市町村における処理体制の構築を働きかける。
- 紀伊半島大水害の被災地に派遣された職員など、廃棄物行政の経験が豊富な県職員を予め災害廃棄物処理支援要員に任命し、発災後速やかに被災市町村へ派遣する。
- 市町村、派遣された県職員、処理業者等が災害廃棄物処理スキームを作成し、発生現場での災害廃棄物の分別の徹底や最終処分量の低減をしたうえで、広域調整などの対応を積極的に行い、処理の迅速化を図る。
- 災害時の有害物質に汚染された「がれき類」や「津波堆積物」の発散等による二次災害を防止するため、災害廃棄物等のリサイクルを含めた適正処分を実施するためのマニュアルを策定する。
- 災害により倒壊した建築物から飛散するアスベストの被害を防止するため、アスベスト建材を使用している建物の特定を進めるとともに、災害時におけるアスベストの適正処分にかかるマニュアルを策定し、市町村と連携した体制を整備する。
- 毒物劇物の流出等による副次的な被害を抑制するため、毒物劇物地震対策協議会を設立し、処理剤の提供など近隣事業所との相互協力体制を強化する。
- 処理人員、処理剤の必要量など、災害発生時において、迅速な毒物劇物の処理体制を構築するため、平時においても定期的に各事業所における毒物劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査を引き続き実施する。

指標		現状	目標	実施主体
災害廃棄物処理計画を策定した市町村		４市町（H26）	沿岸等19市町（H29） 30市町村（H31）	市町村
和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命〔再掲〕		16名（H26）	30名（H31）	県
有害物質で汚染された災害廃棄物及び津波堆積物適正処理マニュアルの策定及び共有	マニュアルの共有をした事業所数（対象：11事業所）	－	100%（H28）	県
	マニュアルの共有をした市の数（対象：3市）	－	100%（H28）	県
アスベスト被害を防止するマニュアルを策定した市町村数		－	沿岸等19市町（H29） 30市町村（H31）	県
毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施		実施中（H18～）	継続	県
毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査		3年毎に実施中（H12～）	継続	県

２.迅速な産業活動の再開に向けた取組

〈現状・課題〉

道路など地域の経済基盤の被災や有害物質の流出など二次災害の発生により、経済活動が機能不全となる事態が懸念される。長期間の経済活動の停滞は、県内企業の生産力、競争力の低下を招き、県民生活の再建に大きな影響を及ぼすおそれがある。

特に本県の重要産業である農林水産業は、これまでも自然災害により何度も大きな被害を受けている。

（１）経済基盤の機能維持

〈実施方針〉

- 早期の復旧・復興につなげるため、地域の経済被害を低減する防波堤の整備や重大な二次災害の防止などを進めるとともに、道路や港湾など産業を支える物流ネットワークの機能維持に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア. 重大な経済的被害を防止する対策

○ 地域の経済被害を低減するため、15 市町（６港湾、10 漁港）について３連動地震に対する耐震性を確認し、必要に応じ耐震化及び耐津波性能化（粘り強い構造）を実施する。〔再掲〕

○ 現行の耐震基準が適用されない危険物施設及び高圧ガス施設が被災しないよう、既設旧法石油タンクの現行耐震基準への適合を進めるとともに、周辺に重大な影響を及ぼすおそれのある石油コンビナート事業所内の既設高圧ガス施設の耐震対策を促進する。〔再掲〕

○ 県、消防、警察、石油コンビナート事業所等の関係機関が災害時に連携して、的確な応急対策がとれるよう、実際に起こりうる災害を想定した実践的な石油コンビナート等総合防災訓練を継続して実施する。

指標	現状	目標	実施主体
港湾・漁港の既存施設の嵩上げ等実施率（6港湾、10漁港）〔再掲〕	－	100%（H36）	県
石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500キロリットル以上）の耐震対策〔再掲〕	65%（H25）	100%（H28）	事業者
石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策〔再掲〕	0%（H26）	100%（H30）	事業者
実践的な石油コンビナート等総合防災訓練の実施	実施中（H26～）	継続	県

イ．産業を支える物流ネットワーク等の機能維持

- 救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する。〔再掲〕
- 橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断する可能性があることから、橋梁耐震化や道路斜面対策を引き続き実施する。〔再掲〕
- 南紀白浜空港の空港機能を最低限保持するため、耐震性照査を実施し必要に応じて耐震化を実施する。〔再掲〕
- 大規模災害後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する。〔再掲〕
- 港湾施設の機能を保持するため、耐震岸壁の耐震性照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する。〔再掲〕
- 大規模災害後の速やかな港湾機能の維持・回復を図るため、国際拠点港湾である和歌山下津港の事業継続計画を策定する。〔再掲〕
- 耐震化が行われていない駅舎等の鉄道施設の対策がさらに進むよう事業者に働きかける。〔再掲〕
- 市町村におけるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通ネットワーク再構築の取組を関係者と連携しながら支援する。

指標	現状	目標	実施主体
高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率〔再掲〕	54%（H26）	89%（H35）	国
高速道路（近畿自動車道紀勢線府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率〔再掲〕	28%（H26）	66%（H33）	国 NEXCO西日本
緊急輸送道路等の橋梁耐震化率〔再掲〕	93%（H26）	100%（H28）	県
緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率〔再掲〕	67%（H26）	100%（H30）	県
南紀白浜空港の耐震化〔再掲〕	－	完了（H31）	県
南紀白浜空港の事業継続計画策定〔再掲〕	－	平成27年度中	県
県の耐震岸壁の延長（680m）〔再掲〕	19%（H26）	100%（H30）	県
和歌山下津港の事業継続計画策定〔再掲〕	－	平成27年度中	県
耐震補強が法令で義務づけられている駅（平均乗降客数１万人/日以上）の実施割合〔再掲〕	50%（H26）	100%（H29）	事業者
地域公共交通網形成計画策定市町村数	０市町村（H26）	７市町村（H31）	市町村

（2）産業の持続性強化

〈実施方針〉

- 災害や事故が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業の事業継続計画策定を支援するとともに、経済活動にかかせない金融、物流拠点等の防災・減災対策を促進する。
- 農山漁村の防災・減災対策を総合的に実施し、農林水産業被害を最小限に防ぐとともに、農産物、水産物の物流が迅速に回復し、継続できる体制整備を促進する。
- 重大な影響が懸念される観光産業を維持するため、観光資源の保全など迅速な復興に向けた対策に取り組む。

〈具体的な施策〉

ア．企業の事業継続支援

○ 災害により事業の継続が困難となる事態を避けるため、実践的な策定講座の開催支援やホームページ等による情報提供に加え、経済団体、金融機関、専門家と連携した取組を実施することで、企業の事業継続計画策定を支援する。

○ 災害による影響を最小限に抑えるため、中小企業の事業用施設の防災対策を制度融資により促進するとともに、大規模災害による復旧対策への融資制度を準備する。

○ 機能が停止すれば、経済活動に甚大な影響を及ぼす金融機関に対し、店舗の耐震化、自家発電設備の整備、飲料水・食糧・燃料等の備蓄など、機能維持のための災害対策の実施を働きかける。

○ 企業の経済活動に必要不可欠な工業用水が利用できなくなる事態を避けるため、老朽化した工業用水道施設（管路、水管橋、送配水施設等）の耐震対策を継続して実施する。

指標	現状	目標	実施主体
経済団体や金融機関等主体による 企業の事業継続計画策定の啓発	経済団体等主体の セミナー開催 （H26～）	維持	経済団体等
経済団体で設置する専門家派遣制度	設置（H24）～	現状制度維持	経済団体
中小企業融資制度「安全・安心推進資金」 により防災対策に係る資金を融資〔再掲〕	同資金を制度化 （H25～）	維持	県
中小企業融資制度「災害復旧対策資金」 により災害復旧に要する資金を融資	同資金を制度化 （H3～）	維持	県
金融機能の機能維持のための 金融機関相互の連絡体制を構築	－	県内金融機関相互支援 協定締結（H27）	金融機関
工業用水道事業の耐震及び 改築更新工事計画に係る耐震対策進捗率	5％（H25）	30％（H31）	県

イ．農林水産業の持続性確保

- 農業水利施設等の機能を維持するため、機能診断を踏まえた保全対策等を一層促進する。
- 被害を受けた農地の早期復旧を支援するため、国の災害復旧事業の査定等を迅速に進める。
- 農地復旧について、H23 年の台風 12 号被害を受け、国に働きかけた結果、傾斜 20 度を超える農地災害が国庫補助対象となるように政令改正された。このような制度も活用して、農地の早期復旧を支援する。
- 土地改良区の維持管理を適切かつ継続的に行うため、施設管理者の業務体制の確立と体制強化に向けて、土地改良区維持管理継続計画マニュアルを作成し、各土地改良区の維持管理継続計画策定を支援する。
- 災害時においても卸売市場機能を維持するため、老朽化が進む和歌山市中央卸売市場や県内の地方卸売市場の施設の耐震化等を支援するとともに、災害時においても市場機能が確実に継続できる体制づくりを推進する。
- 食糧供給や金融、燃料供給などＪＡの事業を災害時においても継続する必要があることから、ＪＡ和歌山中央会で県域の業務継続計画を策定したことを受け、県内の各ＪＡの業務継続計画の改訂を促進する。
- 大規模自然災害により県内検査施設が被災した場合でも、畜産業に多大な影響がある鳥インフルエンザ等の家畜伝染病のまん延を防ぐため、近隣府県と協力した検査施設のバックアップ体制を確保する。
- 水産物の生産・加工・流通機能を維持するため、漁港施設（外郭施設等）の耐震化及び耐津波性能化（粘り強い堤防構造）・嵩上げ等の対策を引き続き実施する。〔再掲〕
- 水産物流通の円滑な回復に向けて、水産庁が策定した「漁業地域における水産物の生産・流通に関するＢＣＰ策定ガイドライン」を活用し、県内の流通主要漁港周辺地域の業務継続計画策定を促進する。
- 被災した農林水産業者の早期事業再開と事業継続を図るため、融資制度等を準備する。

指標	現状	目標	実施主体
県営造成基幹水利施設の機能診断実施率	74%（H25）	100%（H29）	県
農業用パイプライン106路線の減災対策（緊急遮断弁設置）	11%（H25）	30%（H31）	県
一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率	着手（H26）	100%（H30）	土地改良区
和歌山市中央卸売市場の耐震化	検討開始（H26）	完成（H31）	市町村
県内ＪＡの業務継続計画策定率	100%（H26）	維持	県内JA

指標	現状	目標	実施主体
病性鑑定施設利用に係る近隣府県との 協力体制構築	－	完了（H29）	国 隣接府県
復旧復興を早期に行うための防潮堤の 耐震化及び耐津波性能化 10漁港 L＝5,900m 〔再掲〕	着手（H26）	100%（H36）	県
県内流通主要漁港周辺地域における水産物の 生産・流通に関する業務継続計画策定	着手（H26）	100%（H31）	県 市町村 関係団体

ウ. 観光産業の持続性確保

○ 耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物のうち、ホテル・旅館など避難所の機能を有する施設について、耐震診断から設計、改修の全てにおいて引き続き支援する。〔再掲〕

○ 熊野・高野参詣道、和歌山城、新宮城跡など、県内に多数所在する優れた文化遺産・史跡等を次世代に引き継いでいくために必要な災害対策を促進する。

指標		現状	目標	実施主体
耐震診断を義務化された 避難所等の機能を有する大規模建築物 の耐震化率〔再掲〕		0%（H26） （耐震診断 完了40% 実施中50%）	95%（H32）	県 市町村 施設管理者
文化遺産・施設等 の災害対策	和歌山城の石垣修理	平成26年度石垣修理 計画・実施設計 （～H28）	平成26年度計画 修復完了（H30）	市
	新宮城跡の石垣修理	石垣の現況調査 （～H26）	修復完了（H34）	市
	熊野参詣道の 修復・保全	－	完了（H27）	市

第４章 強くしなやかな国づくりに向けて

I. 国土のリダンダンシー確保

南海トラフ地震では、本県だけでなく、関東から九州まで広い範囲で被害が想定されている。一方、我が国では、太平洋側の臨海部を中心に重厚長大型産業が発展し、それにあわせて鉄道や道路、港湾などの社会資本が整備され、太平洋ベルトと呼ばれる国土軸を形成してきた。ひとたびこれらの幹線が寸断すると、物流も含めた産業活動が停止し、日本経済全体が大きな打撃を受けるおそれがある。そのような事態を避けるため、また、災害時の救助・救援を可能にする観点からも、東西をつなぐ新たな幹線となる道路・鉄道などの代替ルートを整備し、その沿線沿いに産業を発展させるとともに、リダンダンシーを確保することにより、災害に強い国土を形成することが必要である。

また、南海トラフ地震と同じく、首都直下地震も今後 30 年以内に発生する確率が 70%程度と評価されている一方で、東京圏には、国や企業の中枢機能が集中している。このような状況で東京圏が大規模に被災すると、経済活動の停止、首都機能の麻痺などで日本全体が機能不全に陥るおそれがある。このため、平時から政治、行政、経済の機能・権限の分散も含め、中枢機能のバックアップ体制を構築しておくことが必要である。

1.リニア中央新幹線等の早期整備

リニア中央新幹線は、我が国経済を支える東西の大動脈である東京～大阪間の高速鉄道網のリダンダンシーを高めることが期待できるため、国家プロジェクトとして全線同時開業を推進する必要がある。

また、鉄道交通網の機能強化のため、フリーゲージトレインの早期実用化が必要である。

2.関空・紀淡・四国高速交通インフラの早期実現

大阪以西については、広域的な高規格幹線道路や高速鉄道が山陽地域に集中しており、リダンダンシーが確保されていない。現在の国土軸が寸断した場合の代替ルートとして、また、救助・救援ルートとして、本県と四国・九州とを結ぶ高速交通インフラの早期実現が必要である。

■西日本におけるリダンダンシーの確保

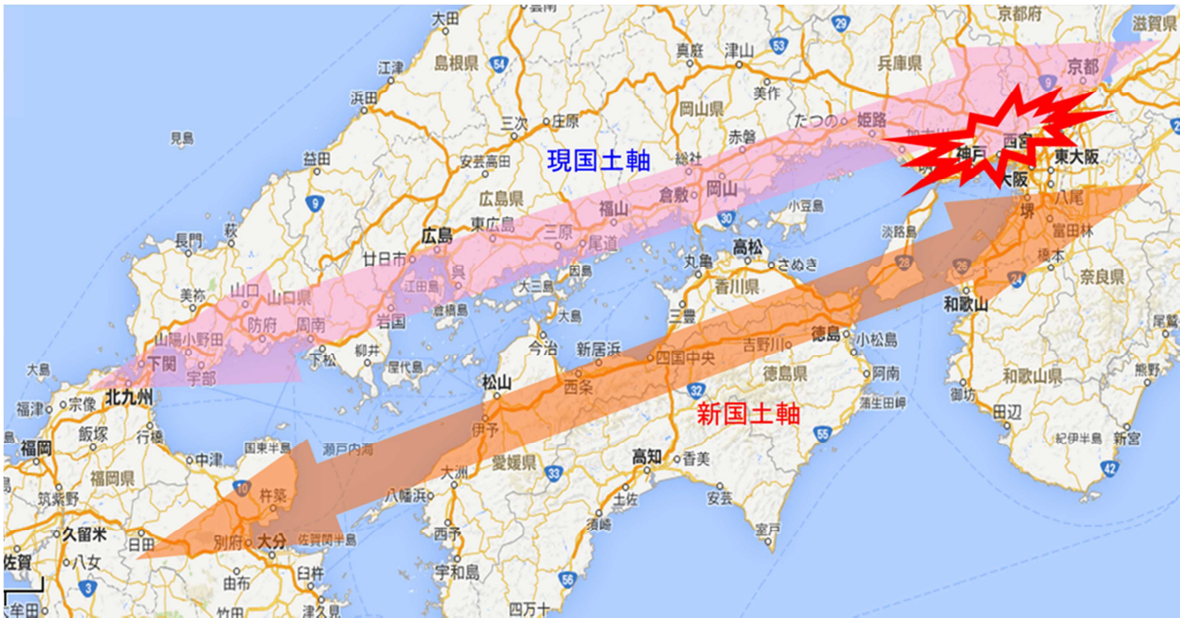

3.双眼型の社会構造の実現

東日本大震災の教訓から、大規模災害に対する国家の危機管理として東京一極集中の是正は急務である。

古くから日本の中心地として栄えた関西には、国の地方支分部局や民間企業の集積があり、国内外との交通輸送手段や情報通信機能、大学や研究機関など産業基盤も充実している。

このため、平時から非常事態を想定した備えとして、関西に政治、行政、経済の機能・権限を分散し、双眼型の社会構造を構築していく必要がある。

II.次世代につなぐ防災教育の推進

1854 年、安政南海地震による津波に広村（現在の和歌山県広川町）が襲われた際、濱口梧陵は、貴重な稲むら（稲束を重ねたもの）に火を放ち、これを目印に村人を誘導し、多くの人々の命を救った。その後、梧陵は、被災者救済のため、小屋の建設、農機具・漁業道具等の提供を行ったほか、私財を投じて防波堤の築造にも取り組んだ。この防波堤は、のちの昭和の南海地震（1946 年）の際、津波の被害を最小限に抑え、住民の命を救った。

災害による犠牲者をゼロとするためには、過去の災害から教訓を得て、将来の災害に備えることが重要である。しかしながら、年月が経過し災害への関心が薄れると、同じ過ちを繰り返してしまうおそれがある。災害を知らない世代に過去の災害の教訓を伝え、防災意識をしっかりと持ってもらうことが、自助や共助の実践に繋がり、結果として多くの命を助けることになる。災害に強い地域づくり、ひいては強靭な国づくりに繋げていくため、全国的に防災意識を持たせる取組を進めていく必要がある。

なお、我が国では、濱口梧陵が多くの人命を救った 11 月５日を「津波対策の推進に関する法律」により「津波防災の日」として定めている。命の尊さは世界共通であり、地球規模で命を守る対策に取り組んでいくため、11 月５日を「世界津波の日」に位置づけ、世界的に防災意識を高め、防災文化を広めていくことも必要である。

1.防災教育の充実

防災教育は、現役の児童・生徒が学ぶだけでなく、その子供たちが大人になったとき、家庭での防災意識が一層高まり、次の世代の子供たちへと確実に受け継いでいくことが目標である。

濱口梧陵の偉業は、昭和 12 年から約 10 年間、教材「稲むらの火」として小学校の国語の教科書に掲載され、全国の子供たちが津波の恐ろしさと逃げることの重要性を学んだ。平成 23 年度からは、津波後の復興事業の内容も含めて一部の教科書で再び掲載されている。

こうした教材を活用した防災教育を全国の学校で継続して行っていくことが必要である。

2.防災文化の醸成

岩手県では、明治三陸地震や昭和三陸地震での津波の教訓が「津波てんでんこ」として地域に定着している（※1）。東日本大震災において釜石市の児童・生徒がこの教訓を基に避難行動を実践し、津波から逃げ切ることができた。

また、「稲むらの火」の舞台となった広川町では、偉大な先人の功績と遺訓を語り継ぎ、来るべき津波災害から大切な命とくらしを守るための様々な取組が引き継がれている（※2）。

このように防災意識を地域に根付かせ、防災文化として醸成していくとともに、全国各地域に広めていく必要がある。

（※1）　津波てんでんこ

・「地震が起これば津波が来るから、各自てんでんばらばらに一刻も早く高台に逃げろ」という三陸地方の言葉

（※2）　災害を語り継ぐ取組

・「津浪祭」や「稲むらの火まつり」などの地域行事の開催

・住民参加による津波避難訓練の実施

・複合的な防災教育施設「稲むらの火の館」の整備

濱口梧陵の人柄や偉業に触れることができる「濱口梧陵記念館」と、津波の恐ろしさ、威力を体感できる３Ｄシアターやゲームなどを通じて楽しみながら防災を学べる防災体験室などを備えた「津波防災教育センター」が併設

＜参考資料１　「３連動地震」及び「南海トラフ巨大地震」による被害想定＞

（平成25年３月公表）

	3連動地震 （H25和歌山県）	巨大地震	
		H25和歌山県	H24内閣府
地震規模	Mw8.7	Mw9.1	Mw9.1
最大津波高	5m～10m	8m～19m	8m～20m
想定浸水区域	5,660ha	12,620ha	10,660ha
最短津波到達時間	第1波最大津波高：5分	津波高1m：3分	津波高1m：2分

（平成26年公表）

		3連動地震 （H26和歌山県）	巨大地震 《地震：陸側ケース、津波：ケース③》	
			H26和歌山県	H24内閣府
震度分布		震度5強～震度7	震度6弱～震度7	震度6弱～震度7
建物被害	全壊棟数 （うち揺れ等による全壊）	約5万9千棟 （約3万3千棟）	約15万9千棟 （約8万5千棟）	約19万棟 （－）
	半壊棟数	約8万8千棟	約10万1千棟	－
人的被害	死者数	約1万9千人	約9万人	約8万人
	負傷者数	約1万9千人	約4万人	約3万9千人
ライフライン被害	上水道	約88万人	約97万人	約86万人
	下水道	約14万人	約18万人	約20万人
	電力	約18万軒	約50万軒	約74万軒
	通信	約8万件	約24万回線	約19万回線
	都市ガス	約2万戸	約1万6千戸	約1万8千戸
交通施設被害	道路	約1500箇所	約2100箇所	約1900箇所
	鉄道	約600箇所	約800箇所	約800箇所
	港湾	約100箇所	約300箇所	約300箇所
生活への影響	避難者	約28万人	約44万人	約45万人
	帰宅困難者	約19万人	約19万人	約6万人
	物資	約200万食	約310万食	－
	医療機能	約6千病床が不足	約2万病床が不足	－
災害廃棄物等		約800万トン	約2200万トン	約2300万トン

＜参考資料２　脆弱性評価＞

１．脆弱性の枠組

平成26年６月３日に内閣官房国土強靱化推進室が策定した「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」に基づき、次の枠組及び手順により脆弱性評価を行った。

（１）想定するリスク

県民生活・地域経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事象が想定されうるが、南海トラフ地震が今後30年以内に発生する確率が70%程度と評価されていること、大規模自然災害はひとたび発生すれば、広域な範囲に甚大な被害をもたらすことから、大規模自然災害を想定した。

（２）目標と起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価にあたっては、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととし、

ⅰ）犠牲者をゼロとする

ⅱ）社会の重要な機能を維持する

ⅲ）県民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に留める

ⅳ）迅速な復旧復興を図る

の４つを基本目標とした。また、基本目標を細分化し、８つの「事前に備えるべき目標」と、44の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

２．評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在の施策を進めるだけで十分か分析し、不足する場合には必要な施策等を検討した。また、評価に当たっては、実施主体を明確化し、できる限り指標を設定することで、進捗状況を定量的に把握できるよう努めた。

「起きてはならない最悪の事態」に関する脆弱性とそれを回避する観点から現在取り組んでいる施策の評価

基本目標	事前に備えるべき目標			起きてはならない最悪の事態
ⅰ） 犠牲者をゼロとする ⅱ） 社会の重要な機能を維持する ⅲ） 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小限に留める ⅳ） 迅速な復旧復興を図る	1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が図られる	1-1	大規模津波等による多数の死者の発生
			1-2	都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
			1-3	不特定多数が集まる施設の倒壊･火災
			1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
			1-5	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
			1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足
			2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
			2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
			2-4	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
			2-5	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
			2-6	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水･食糧等の供給不足
			2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	県庁機能の機能不全
			3-2	行政機関（県庁除く）の職員･施設等の被災による機能の大幅な低下
			3-3	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
			3-4	矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	テレビ･ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
			4-2	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
			5-2	複数空港の同時被災
			5-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
			5-4	食料等の安定供給の停滞
			5-5	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
			5-6	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
			5-7	コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
			5-8	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	地域交通ネットワークが分断する事態
			6-2	電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止
			6-3	上水道等の長期間にわたる供給停止
			6-4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止
			6-5	異常渇水等により用水の供給の途絶
	7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
			7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
			7-3	沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-4	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-5	有害物質の大規模拡散･流出
			7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-2	鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-3	広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態
			8-4	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
			8-5	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

１．大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1）大規模津波等による多数の死者の発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆紀伊半島は南海トラフの震源域に近く、津波到達までに安全な場所へ避難することが困難な地域（津波避難困難地域）が存在する。

◆南海トラフ巨大地震は、高い津波が極めて短時間に到達するため、津波避難困難地域が多数存在する。

◆南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺ＩＣ以南では、沿岸部にある国道４２号の約５割が浸水するなど救助・救援が困難な状況が発生する。

◆津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがある。

◆水門・樋門等の操作従事者が安全を担保しつつ、津波襲来時に水門・樋門が確実に操作される体制になっていない場所がある。

○津波対策は、「すぐ逃げること」が基本であり、すべての県民の命を守るためには、津波浸水地域及びその周辺の住民の方全員が早期避難を徹底することが重要である。

○避難場所には緊急避難先の安全レベルを設定し、時間的に余裕のある場合は県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにしなければならない。

○津波浸水地域の住民一人ひとりがどの避難経路を通ってどこに避難するのかを周知する必要がある。

○住民一人ひとりが津波避難訓練に参加し津波避難先までの経路や所要時間を確認する必要がある。

○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

○住民の早期避難につなげるため、津波をいち早く把握して迅速に情報提供する必要がある。

○迅速な避難の妨げにならないよう、住宅の耐震化・家具固定・ブロック塀の安全対策など家庭や地域での取組を推進しているが、各家庭における防災・減災対策をさらに進める必要がある。

○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。

○地震により倒壊した建物等が避難を妨げず、安全かつ確実に津波からの避難が可能となるよう、「津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成２４年和歌山県条例第４５号）（津波避難路条例）に基づく特定避難路の指定を進めなければならない。

○津波到達時間を考慮し、避難路の整備、津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定など、住民の安全を確保するためにより安全な避難先の確保が必要である。

○発生頻度が高い３連動地震の津波避難困難地域において、避難路や津波避難タワーの整備によっても解消が困難な地域においては、津波の第１波を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防の早期整備や海岸保全施設・漁港施設（外郭施設等）の嵩上げ・耐震化が必要である。

○南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域においては、３連動地震の津波対策では解消できない区域があり、高台移転や複合避難ビル等構造物の整備等による地域改造などを検討していく必要がある。

○救助や物資供給を行うための“命の道”となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

指標（現状値）

・３連動地震の津波避難困難地域　４町 22 地区 約85ha 約4,000 人

・南海トラフ巨大地震の津波避難困難地域　12 町 61 地区 約682ha 約22,700 人

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線　府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率28%（H26）

・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）

・プレジャーボート収容率　　港湾：68%（H26）、漁港：72%（H26）

・水門・樋門の自動化・遠隔操作化率　46%（H26）

・津波避難先安全レベルを設定した避難箇所数　1,642 箇所（H26）

・避難勧告等の発令基準（津波災害に係るもの）の見直しを完了した市町の割合　78.9%（H26）

・和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点　７箇所（H27.4）
・自主防災組織率　84.4％（H26）
・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,297 人（H26）
・避難支援プラン（個別計画）の作成市町村　　１町（H26）
・家具固定率　　43.8％（H25）
・避難路へのLED 避難誘導灯の設置　　248 基（H26）
・津波から逃れるためのより安全な避難先の確保
　　津波避難ビルの指定数 230 棟（H26）、津波避難タワー数 11 箇所（H26）、
　　避難路の整備箇所数 601 箇所（H26）
・県営住宅の避難ビル化（６団地）　着手（H26）
・津波の第１波に向けた堤防整備・港湾整備（３町６地区）　　11％（H26）
・「南海トラフ地震対策検討協議会」の開催　　12 市町において協議会を設置・開催
・予防的な高台移転を実現するための制度の創設を国に提言　政府提案（H25～）

1-2）都市部等での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

（　◆脆弱性　○政策課題　）

◆３連動地震では震度５強～震度７の、南海トラフ巨大地震では震度６弱～震度７の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じる。
◆一般住宅の耐震化が完了していない。
◆ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了していない。
◆電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがある。
◆耐震化が行われていない鉄道施設、高架橋、橋脚が存在している。
◆住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い密集市街地は、大規模地震時に火災が延焼する危険性が高い。
◆ＬＰガス容器からの出火が懸念される。
◆瓦礫の延焼出火が懸念される。
◆火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される
◆大規模盛土造成地においては、変動予測調査により地震時に地すべりや崩壊のおそれがある。
○市町村が避難場所とする都市公園等の防災機能を考慮した整備方針の策定を促し、公園整備を進める必要がある。

指標（現状値）

・耐震性を有する住宅の割合　74％（H25）
・耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率　０％（耐震診断：完了 40％、実施中 50％）（H26）
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　12％（H26）
・地震時に著しく危険な密集市街地として公表された２地区 13ha の解消　事業中（H26）
・ガス放出防止型高圧ホース等設置率　14％（H25）
・消防団員数　11,865 人（H27.4）
・大規模盛土造成地マップを公表した市町村　１市（H26）
・防災設備を有した避難地指定都市公園数　３/86 公園（H26）

1-3）不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆３連動地震では震度５強～震度７の、南海トラフ巨大地震では震度６弱～震度７の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じる。

◆ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了していない。

◆学校施設、公立社会教育施設、公立社会体育施設等の耐震化が完了していない。

◆避難弱者が存在する社会福祉施設などの耐震化が完了していない。

◆災害発生時の避難誘導、救助活動や被災地の治安維持に従事する警察施設の耐震化が完了していない。

◆火災発生時、人命保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される

○不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図る必要がある。

○災害発生時に適切に避難誘導が行える体制を構築する必要がある。

指標（現状値）

・耐震診断を義務化された避難所等の機能を有する大規模建築物の耐震化率　０％（耐震診断：完了 40%、実施中 50%）（H26）

・市町村立学校施設の耐震化率

幼稚園 97.6%（H26）　小中学校 95.9%（H26）　高等学校 63.6%（H26）

・県立高等学校体育館等 23 棟の吊り天井落下防止対策実施率　8.7%（H26）

・私立学校施設（専修学校含む）の耐震化率　88.1%（H26）

・福祉関連施設の耐震化率

生活保護施設（救護施設）：66.7%（H26）

特別養護老人ホーム：89.5%（H26）　養護老人ホーム 77.3%（H26）

児童養護施設：75%　認可保育所：81.6%（H26）

障害者児者施設等：75.9%（H26）

・医療機関の耐震化率（H26）　災害拠点病院：100%　災害支援病院：92.3%

・耐震補強が法令で義務づけられている駅（平均乗降客数１万人／日以上）の実施割合　50%（H26）

・鉄道における避難誘導標の整備割合　57%（H26）

・警察署庁舎の耐震化率　85.7%（H25）

・消防団員数　11,865 人（H27.4）

・病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置　約 49%（H26）

1-4）異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆近年、台風や集中豪雨等により、河川の氾濫等による市街地の浸水リスクが高まっている。

◆適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、市町村による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。

◆洪水被害を防止するための河川管理施設が老朽化している。

◆下水道による都市浸水対策が完成していない。

◆下水道施設が老朽化している。

◆下水道施設の耐震化、耐津波化が完了していない。

○避難先は、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難先安全レベルを示し、避難県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにしなければならない。

○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。

○洪水被害を未然に防止するため、計画的な河川整備が必要である。

○雨量、地形、土地利用等から流域河川の流出量をより正確に予測する手法を確立するとともに、大規模水害に備えた防災行動計画を策定する必要がある。

○避難等を円滑かつ迅速に行うために、浸水想定や浸水実績に基づくハザードマップの作成と地域の防災訓練が必要である。

指標（現状値）

・市町村への降水予測情報の提供　提供中（H25,9～）

・避難勧告等の発令基準（水害に係るもの）の見直しを完了した市町村の割合　24/30 団体・80%（H26）

・風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数　1,477 箇所（H26）

・下水道による都市浸水対策達成率　41%（H24）

・国の中期的な計画に対する河川整備率　約 56%（H26）

・県管理河川の河川整備率　約 37%（H26）

・県内主要 7 河川における河川整備計画の策定　　着手（H25）

・洪水予報河川（4 河川）における防災行動計画の策定　（H27 着手）

・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合　25%（H25）

1-5）風水害・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆台風や集中豪雨等により、土石流や急傾斜地の崩壊が発生している。

◆土砂災害危険箇所数が約 18,500 箇所（全国 6 位）と多い。

◆適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、市町村による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。

◆土砂災害警戒区域等の調査・指定が完了していない。

◆深層崩壊等の大規模土砂災害の原因が究明されておらず、対策がとれていない。

◆山地災害危険地区の対策が完了していない。

○避難先は、土砂災害や浸水被害の可能性、施設の階層、構造等を考慮した風水害避難先安全レベルを示し、避難県民がより安全な場所に迅速に逃げられるようにしなければならない。

○災害時においては、地域住民等による、地域の状況・特性に応じた応急活動や救援活動が重要であり、自主防災組織や地域防災リーダーのさらなる充実・強化が必要である。

○高齢者、障害者など、災害時に必要な情報を把握して安全な場所への避難に支援を要する人の把握と支援体制の構築が必要である。

○土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施できる体制づくりが必要である。

○土砂災害等から身を守り、安全を保つことができる避難先のより一層の確保が必要である。

指標（現状値）

・市町村への降水予測情報の提供　提供中（H25,9～）

・避難勧告等の発令基準（土砂災害に係るもの）の見直しを完了した市町村の割合　25/30 団体・83.3%（H26）

・風水害避難先安全レベルを設定した避難箇所数　1,477 箇所（H26）

・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率　　調査：36.3%（H26）、指定：32.9%（H26）

・土砂災害対策における保全人家戸数　14,000 戸（H26）

・山地災害危険地区のＡランク危険地（未整備）　930 箇所（H26）

1-6）情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆適切な情報が入手できなかったり、判断基準が明確でなかったりした場合、市町村による避難勧告等の発令が遅れるおそれがある。

○消防活動を円滑に実施できる体制を構築するため、県内全域の消防機関が相互に通信できる無線網の整備を、市町村と共同で早急に推進する必要がある。

○住民の早期避難や適切な災害対応等につなげるため、県民に正確な情報を迅速に伝達する手段の整備が必要である。

○県民に情報を確実に伝達するため、ラジオ放送設備などの多重化が必要である。

○図書館・美術館・博物館等の来館者、鉄道・旅客船・空港の利用者、外国人旅行者等に対する災害情報の伝達に関する方策を検討、実施する必要がある。

○学校と地域が連携した避難（防災）訓練の実施率を高めていく必要がある。

指標（現状値）

・和歌山県津波予測システムによる県内沿岸の津波予測地点　７箇所（H27.4）

・市町村への降水予測情報の提供　提供中（H25.9～）

・避難勧告発令基準の見直しを完了した市町村の割合（H26）

津波災害78.9%、水害80.0%、土砂災害83.3%

・デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村　９市町（H26）

・エリアメール、緊急速報メールによる情報提供　実施中（H23.7～）

・防災わかやまメール配信サービスによる情報提供　実施中（H19.9～）

・避難先検索ナビアプリによる避難先情報の提供　実施中（H24.3～）

・ヤフーサービスによる県内避難先情報の提供　実施中（H24.6～）

・携帯電話の不感世帯数　約320世帯（H26）

・ＦＭラジオ中継局整備箇所　０箇所（H26）

・小中学校での防災教育の実施校数　全ての小中学校

・高校生防災スクールの実施校数　全ての県立中・高校

・地域と連携した避難（防災）訓練の実施率（H26）　小学校81.2%、中学校42.9%、高等学校59.3%

・「出張！減災教室」の開催　641回　69,030人（H23～H26）

2．大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助･救急活動等の絶対的不足

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

◆災害発生時の避難誘導、救助活動や被災地の治安確保の拠点となる警察施設の耐震化が完了していない。

○南海トラフ地震等大災害では被災地が広範囲に及び、緊急消防援助隊・自衛隊・警察・海上保安庁・DMATなど関係機関の応援を迅速かつ円滑に受け入れる必要がある。

○救助資機材、救援物資を迅速に調達できるよう民間事業者等との連携強化が必要である。

○災害発生時の救出・救助活動に必要な各種装備資機材を整備する必要がある。

○多数検視実施体制を整備する必要がある。

○本県警察における救助部隊員の絶対数が不足した場合、警察庁の調整による警察災害派遣隊の派遣が必要である。

○災害時の救助・救急体制を強化するため、消防団の充実強化する必要がある。

○傷病者の医療搬送をはじめ、災害発生時にはDMAT搬入の先遣隊の移動手段となるドクターヘリを確実に運航できる体制を整備する必要がある。

○市町村等から収集した被害情報等を整理分析し、住民や関係機関等にも情報提供できるよう、総合防災情報システムの再構築が必要である。

指標（現状値）

・警察署庁舎の耐震化率　85.7%（H25）

・消防団員数　11,865 人（H27.4）

2-2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆災害発生時、人命救助を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

◆民間の二次救急病院や透析実施病院、その他の病院の耐震化が完了していない。

◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある。

○病院、有床診療所でのスプリンクラーの設置を進める必要がある。

○県内の 10 の災害拠点病院と 1 の災害支援病院すべてが保有するDMAT（19 チーム）の機能を維持する必要がある。

○災害支援看護職員、支援薬剤師の確保等、災害対応能力の強化が必要である。

○災害によるショック、避難所生活でのストレス、将来への不安などにより心身に不調が生じている被災者に対するこころのケアが必要である。

○高齢者や障害者など特別な配慮を必要とする人への支援体制を構築しておく必要がある。

○孤立集落に対しては空からの支援が不可欠であり、ヘリポート整備を促進する必要がある。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

指標（現状値）

・医療機関の耐震化率（H26）　災害拠点病院：100%　災害支援病院：92.3%

・県内の災害拠点病院等におけるDMAT保有　19 チーム（H26）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）
・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）
・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）
・救急看護に係る認定看護師研修の開催　準備中（H25～）
・医薬品の確保や支援薬剤師の派遣にかかる災害対応訓練の実施　実施中（H25～）
・病院や有床診療所でのスプリンクラーの設置　約49%（H26）
・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数　293 箇所（H25）
・指定又は協定締結した福祉避難所数　29 市町村 176 箇所（H26）
・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）
・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）

2-3）救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆停電等により、医療機関等の機能が維持できないおそれがある。
◆災害により物流が停止し、重要施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがある。
○災害拠点病院や災害支援病院の電力及び水の確保が必要である。
○長期停電時に在宅療養患者の人工呼吸器の電源を確保する必要がある。
○災害時においてもガソリンスタンド機能が停止しないよう、対策を促進する必要がある。
○災害時に協定に基づき物資輸送等を行う協力船舶の燃料を確保する必要がある。

指標（現状値）

・災害拠点病院への自家発電装置等の設置　90%（H26）
・災害対応型中核給油所　25 施設（H26）

2-4）被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆幹線道路等の被災により、食糧、飲料、医薬品など救援物資の被災地への車両輸送が困難になる可能性がある。
◆管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。
◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある。
◆災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。
◆南紀白浜空港について、耐震性照査・耐震設計・補強工事が完了していない。
○広域防災拠点における救援物資の要請・受入・仕分け・払出しの一連の作業を確認する物資輸送訓練の実施や、ヘリコプター等を活用した物資輸送訓練の実施が必要である。
○応急給水支援が可能な水道事業者による被災市町村への支援体制を確立する必要がある。
○一定期間上水道が活用できない場合に活用できる井戸について、災害時活用井戸の登録を促進する必要がある。
○食糧・飲料水・医薬品等の備蓄について、県・市町村・民間事業者、社会福祉施設が連携して計画的に実施するとともに、各家庭での備蓄を推進する必要がある。
○民間物資拠点における非常用電源、非常用設備等の整備を進める必要がある。
○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について協力体制を整備する必要がある。
○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。
○海の物資輸送ルートを確保するため、港湾施設の耐震岸壁の性能確保や船舶利用関係者との協力体制の構築が必要である。

指標（現状値）

・救援物資輸送訓練の実施　実施中（H24～）
・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数　293 箇所（H25）
・県の備蓄物資量　県：約 17.2 万食（H26）
・社会福祉施設での循環備蓄　　備蓄体制完了（H24）
・重要給水施設への基幹管路耐震適合率　20.3%（H25）
・耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率　　21.4%（H26）
・浄水場の耐震化率（浄水能力（㎥/日）ベース）　10.1%（H25）
・災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数　３市町（H26）
・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）
・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）
・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）
・和歌山県道路啓開計画の策定　　策定中
・南紀白浜空港の事業継続計画策定　（平成 27 年度中）
・県の耐震岸壁の延長（680m）　19%（H26）
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L＝7,194m（６港）　着手（H26）
・物資輸送等を行う協力船舶（漁船等）用の燃料確保　協議開始（H26）
・航路啓開活動チェックマニュアル（仮称）の作成　指針（案）作成（H26）

2-5）多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆県内で大規模な災害が発生した場合、583 の孤立集落が発生する可能性がある。
◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断する可能性がある。
○孤立集落の状況を収集し、救援救助に向かうため、孤立集落との通信連絡が不可欠である。
○孤立集落に対しては空からの支援が不可欠であり、ヘリポート整備を促進する必要がある。
○警察による効率的な救助活動を確保するために、装備資機材の確保が必要である。
○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。
○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。
○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。
○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について協力体制を整備する必要がある
○災害時、集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の保全を推進する必要がある。
○漁港施設の津波対策を強化し、漁港で働く関係者や地域住民が避難する時間を確保する必要がある。

指標（現状値）

・孤立可能性のある集落における防災行政無線等の設置率　100%（H24）
・孤立集落通信確保訓練　実施中（H24～）
・災害時におけるヘリコプターが発着できるヘリポート数　293 箇所（H25）
・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）
・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）
・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）
・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）
・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）
・L=15m 以上の農道橋の耐震診断実施数　１橋（H25）
・人家や公共施設と連絡する重要な林道におけるL=15m以上の林道橋の点検診断実施数　９橋（H25）
・復旧復興を早期に行うための防波堤の耐震化及び耐津波性能化　10 漁港　L=5,900m　着手（H26）

2-6）想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害時に公共交通機関の運行休止や道路の通行不能等により、帰宅困難者が発生する可能性がある。
○帰宅困難者に対し、災害情報、道路情報、水やトイレを提供する環境を整備する必要がある。
○食糧・飲料水・医薬品等の備蓄について、県・市町村・民間事業者が連携して計画的に実施するとともに、各家庭での備蓄を推進する必要がある。

指標（現状値）

・災害時帰宅支援ステーション事業に関する協定締結事業者（関西広域連合）　26 社（H26）

2-7）被災地における疫病・感染症等の大規模発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害後の避難所など、人が多く出入りする場所で、感染症等が発生・まん延するおそれがある。
◆県内に１ヶ所しかない家畜伝染病を高度に検査できる病性鑑定施設が被災すれば、人に感染する鳥インフルエンザ等のまん延につながるおそれがある。
◆下水道施設が老朽化している。
◆下水道施設の耐震化、耐津波化が完了していない。
◆農業集落排水施設の機能診断が完了していない。
◆下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。
○感染症等の発生に備え、水害時の汚水流入等に対する消毒実施の知識を普及する必要がある。
○感染症のまん延防止のため、市町村が行う定期予防接種の接種率を向上させる必要がある。
○避難場所等における公衆衛生確保のため、管渠整備を促進する必要がある。
○下水道施設を管理するそれぞれの市町において、下水道の事業継続計画を策定する必要がある。
○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。
○老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する必要がある。

指標（現状値）

・病性鑑定施設利用に係る近隣府県との協力体制構築　（H27 検討開始）
・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率　43%（H24）
・避難場所等への下水道の管渠整備率　52%（H25）
・下水道の事業継続計画策定率　５%（H25）
・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　５%（H26）
・浄化槽台帳システム整備自治体数　4/30 自治体（H25）

３．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1）県庁の機能不全

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆大規模な災害が発生した場合、県庁職員の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがある。

◆災害により物流が停止し、重要施設や緊急車両等の燃料が確保できないおそれがある。

◆停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

◆県内を結ぶ高速大容量ネットワーク「きのくにｅーねっと」が、災害時において途絶するおそれがある。

◆災害により物流が停止し、災害対応に従事する職員の食料を調達できないおそれがある。

○職員の災害対応力を向上させるとともに、消防・医療機関・自衛隊等の関係機関との更なる連携強化を図る必要がある。

○危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスについては継続して実施する必要がある。

○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。

指標（現状値）

・関係機関との実践的訓練　実施中（H24～）

・ブラインド（事前不告知）職員参集訓練　実施中（H24～）

・実践的訓練への応援機関等の参加　約70機関（H24～H26）

・燃料確保にかかる実践的訓練　実施中（H25～）

・危機事象業務継続計画　策定済（H25）

・災害対策本部で災害対応に従事する職員の備蓄食糧の確保　必要量を確保済

3-2）行政機関（県庁除く）の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆大規模な災害が発生した場合、市町村職員等の被災等により、災害時対応に必要な人員が確保できないおそれがある。

◆災害発生時の避難誘導、救助活動や被災地の治安確保の拠点となる警察施設の耐震化が完了していない。

◆庁舎が被災したときの業務バックアップ拠点となり得る学校施設の耐震化が完了していない。

◆停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

○防災拠点となる建設部庁舎の耐震性・耐津波性を高める必要がある。

○大規模災害発生時に身元確認のためのＤＮＡ型鑑定を行う科学捜査研究所の機能を確保する必要がある。

○危機事象発生時においても、県民の生命・身体・財産を保護するための必要最低限の行政サービスについては継続して実施する必要がある。

○地域住民による自主的な避難所運営体制を確保する必要がある。

○防災拠点や避難所等において、再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

指標（現状値）

・市町村への支援体制（H26）

　　災害時緊急機動支援隊：720名、災害廃棄物処理支援要員：16名、住家被害認定士リーダー：36名

・警察署庁舎の耐震化率　85.7%（H25）

・全警察職員の備蓄食糧の確保　必要量を確保済

・県立高等学校体育館等23棟の吊り天井落下防止対策実施率　8.7%（H26）

・市町村立学校施設の耐震化率（H26）　幼稚園：97.6%、小中学校95.9%、高等学校：63.6%

・自主防災組織率　84.4%（H26）

・「紀の国防災人づくり塾」修了者　1,297 人（H26）
・避難所運営マニュアルを見直した市町村数　28 市町村（H26）
・避難所運営リーダー　547 人（H26）
・防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入
　　太陽光発電設備＋蓄電池　20 基（H26）、バイオマスストーブ 13 基（H26）

3-3）信号機の全面停止等による重大交通事故の発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害時には停電により信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生するおそれがある。
◆信号柱は経年劣化により倒壊する危険性がある。
◆災害時の停電により、警察によるプローブ情報の収集・提供が困難となるおそれがある。

指標（現状値）

・信号機の非常用電源装置配備　84 基（H26）
・信号柱の年間建て替え本数　79 本（H26）
・信号制御機の年間更新台数　48 台（H26）
・道路交通情報を収集する新型光ビーコンの整備　160 基（H26）

3-4）矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害発生時の避難誘導、救助活動や被災地の治安確保の拠点となる警察施設の耐震化が完了していない。
◆沿岸部に所在する警察署においては、大規模地震時に津波による被害が発生するおそれがある。
◆倒壊した矯正施設から被収容者が逃亡し、治安が悪化するおそれがある。
○老朽化した警察署の建て替えや、津波被害が想定される警察署の高台移転が必要である。
○大規模災害が発生した場合においても、治安維持のために必要な体制を確保する必要がある。

指標（現状値）

・警察署庁舎の耐震化率　85.7%（H25）

４．大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害によりテレビ・ラジオ放送が中断し、県民が災害情報を取得できないおそれがある。

○県民に情報を確実に伝達するため、ラジオ放送設備などの多重化が必要である。

○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。

指標（現状値）

・デジタル方式の防災行政無線を導入した市町村　９市町（H26）

・ＦＭラジオ中継局整備箇所　０箇所（H26）

4-2）電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆停電等により、住民等への情報伝達や情報把握、関係行政機関相互の連絡手段を失うおそれがある。

◆災害により物流が停止し、重要施設等の燃料が確保できないおそれがある。

○防災電話及び防災情報システム等通信に必要な機器に対して、無停電電源装置及び自家発電装置を整備しているが、停電等が長期に及ぶ事態に備え、関係機関と燃料供給に係る訓練を継続して実施する必要がある。

○消防活動を円滑に実施できる体制を構築するため、県内全域の消防機関が相互に通信できる無線網の整備を、市町村と共同で早急に推進する必要がある。

○防災拠点や避難所等において、再生可能エネルギーの導入を促進する必要がある。

指標（現状値）

・災害拠点病院への自家発電装置等の設置　90％（H26）

・防災拠点や避難所等への再生可能エネルギー導入

太陽光発電設備＋蓄電池　20 基（H26）、バイオマスストーブ 13 基（H26）

５．大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1）太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆大規模災害の発生により、太平洋ベルト地帯にある交通・物流ネットワークの幹線が分断されるおそれがある。

◆国際拠点港湾である和歌山下津港が被災し、港湾機能を喪失するおそれがある。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○和歌山下津港が速やかに港湾機能を回復するため、事業継続計画を策定する必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）

・和歌山下津港の事業継続計画策定　（平成27年度中）

5-2）複数空港の同時被災

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆南紀白浜空港について、耐震性照査・耐震設計・補強工事が完了していない。

○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。

指標（現状値）

・南紀白浜空港の事業継続計画策定　（平成27年度中）

5-3）海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念される。

◆港湾施設の防波堤は3連動地震等の地震に対する耐震性が確認されていない。

◆海岸保全施設には築造後相当の年月が経過しているものが多く機能低下が進行している。

○港湾施設の耐震岸壁は最低限の施設数を確保しているが、整備後相当期間を経過し、また外力条件等の変遷もあることから、耐震性の照査を行うとともに、必要に応じて補強（粘り強い構造）を実施する必要がある。

○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い堤防構造・緑の防潮堤）を推進する必要がある。

指標（現状値）

・県の耐震岸壁の延長（680m）　19%（H26）

・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m（6港）　着手（H26）

・海岸保全施設の長寿命化計画（169km、155地区）　（H27着手）

5-4）食料等の安定供給の停滞

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆農産物・水産物の物流拠点が被災し、食料の安定供給が停滞する可能性がある。

◆和歌山市中央卸売市場や県内の地方卸売市場の施設は老朽化が進み、大規模地震が発生した際に機能不全となるおそれがある

◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路が寸断する可能性がある。

○県内の各ＪＡでは事業継続計画を策定しているが、ＪＡ和歌山中央会で県域の事業継続計画を策定したことを受け、各ＪＡの事業継続計画の改訂が必要である。

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

○災害発生後に円滑に水産物流通を回復させるため、県内各漁港周辺地域の事業継続計画策定を支援する必要がある。

○農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策、ため池の改修整備を、一層促進する必要がある。

○漁港施設の津波対策を強化し、漁港で働く関係者や地域住民が避難する時間を確保する必要がある。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

指標（現状値）

・和歌山市中央卸売市場の耐震化　検討開始（H26）

・県内ＪＡの事業継続計画策定率　100%（H26）

・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　着手（H26）

・県内流通主要漁港周辺地域における水産物の生産・流通に関する事業継続計画策定　着手（H26）

・県営造成基幹水利施設の機能診断実施率　74%（H25）

・農業用パイプライン106路線の減災対策（緊急遮断弁設置）　11%（H25）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）

・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）

・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）

・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）

・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）

・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）

・復旧復興を早期に行うための防波堤の耐震化及び耐津波性能化　10漁港　L=5,900m（H26）

5-5）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺ＩＣ以南では沿岸部にある国道42号の約５割が浸水するなど、サプライチェーンが寸断され、企業の生産活動維持が困難な状況が発生する。

◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある。

◆津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念される。

○災害が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業における事業継続計画策定を促進する必要がある。

○災害発生後に企業が迅速に生産活動を開始できるよう、平時から企業間で目標復旧時間の調整、代替生産の必要性などを検討しておく必要がある。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。
○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。
○災害時の海上輸送ネットワークを確保するため、利用可能船舶の把握、船舶の利用に係る関係者との協力体制を構築する必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）
・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）
・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）
・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）
・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）
・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）

5-6）社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆被災・停電等によりガソリンスタンドやＬＰガス充てん所の供給機能が停止するおそれがある。
◆津波による航路閉塞により、物流機能の低下が懸念される。
○製油所等の被災により燃料供給機能が停止しないよう、製油所の危険物施設及び高圧ガス施設をはじめとする燃料供給に必要な施設や設備の耐震化及び液状化対策を進める必要がある。

指標（現状値）

・災害対応型中核給油所　25 施設（H26）
・LP ガス中核充てん所　４施設（H25）

5-7）コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆現行の耐震基準が適用されない危険物施設や高圧ガス施設が存在する。
◆危険物施設や高圧ガス施設が被災することにより、重大な二次災害が発生するおそれがある。
◆災害時に住民の身体に悪影響を及ぼす物質が流出する危険性がある。
◆津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがある。

指標（現状値）

・石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500 キロリットル以上）の耐震対策　65%（H25）
・石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策　０%（H26）
・プレジャーボート収容率　港湾：68%（H26）、漁港：72%（H26）

5-8）金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆金融機関の機能が停止することにより、県経済への甚大な影響が懸念される。

○災害が発生した場合でも企業の重要業務が中断しないよう、民間企業における事業継続計画策定を促進する必要がある。

○店舗の耐震化、自家発電設備の整備、飲料水・食糧・燃料等の備蓄など、金融機関に機能維持のための災害対策の実施を働きかける必要がある。

○金融機関の災害対策は個別に行われており、相互支援や仮設店舗の共同運営といった、連携による機能維持体制を検討する必要がある。

指標（現状値）

・県内金融機関相互支援協定締結（H27）

６．大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1）地域交通ネットワークが分断する事態

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆南海トラフ巨大地震等の津波により、南紀田辺ＩＣ以南では沿岸部にある国道 42 号の約５割が浸水するなど、地域ネットワークが分断する事態が発生する。

◆電柱が倒壊することにより、交通が遮断されるおそれがある。

◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある。

◆耐震化が行われていない鉄道施設、津波浸水区域内に設置されている線路が存在する。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○道路利用者や地域住民の避難場所・防災拠点として、高速道路や「道の駅」の活用を推進する必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

○道路上の瓦礫の除去など、孤立した被災地への救援ルートを迅速に切り拓く必要がある。

○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について協力体制を整備する必要がある。

○災害時、集落間や他の道路と連絡する農林道を幹線道路の迂回路として活用できるよう、農林道の保全を推進する必要がある。

○大規模災害発生後に速やかに空港機能を維持・回復するため、南紀白浜空港の事業継続計画を策定する必要がある。

指標（現状値）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）
・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）
・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）
・市街地等の幹線道路の無電柱化率　12%（H26）
・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）
・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）
・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）
・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）
・耐震補強が法令で義務づけられている駅（平均乗降客数１万人/日以上）の実施割合　50%（H26）
・防災拠点になり得る「道の駅」との災害時利用協定締結　準備中（H26～）
・L=15m 以上の農道橋の耐震診断実施数　１橋（H25）
・人家や公共施設と連絡する重要な林道におけるL=15m以上の林道橋の点検診断実施数　９橋（H25）
・南紀白浜空港の事業継続計画策定　（平成 27 年度中）

6-2）電力供給ネットワーク（発変電所、送配電設備）や石油・ＬＰガスサプライチェーンの機能の停止

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆災害により物流が停止し、重要施設等の燃料が確保できないおそれがある。

◆現行の耐震基準が適用されない危険物施設や高圧ガス施設が存在する。

◆危険物施設や高圧ガス施設が被災することにより、重大な二次災害が発生するおそれがある。

◆国際拠点港湾である和歌山下津港が被災し、港湾機能を喪失するおそれがある。

○ライフライン連絡会議を通じて各種関係事業者と連携するとともに、緊急燃料要請の情報伝達を確実に行う必要がある。

○和歌山下津港が速やかに港湾機能を回復するため、事業継続計画を策定する必要がある。

指標（現状値）

・石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500 キロリットル以上）の耐震対策　65%（H25）

・石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策　0%（H26）

・和歌山下津港の事業継続計画策定　（平成 27 年度中）

6-3）上水道等の長期間にわたる供給停止

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆管路、浄水施設、配水池等の水道施設が被災し、ライフラインである上水道が長期間にわたり機能停止するおそれがある。

◆工業用水道施設（管路、水管橋、送配水施設等）が老朽化している。

○応急給水支援が可能な水道事業者による被災市町村への支援が必要である。

○一定期間上水道が活用できない場合に活用できる井戸について、災害時活用井戸の登録を促進する必要がある。

指標（現状値）

・重要給水施設への基幹管路耐震適合率　20.3%（H25）

・耐震性を有し、緊急遮断弁設置済の配水池に確保される水量の全配水池の総容量に対する比率　21.4%（H26）

・浄水場の耐震化率（浄水能力（m^3/日）ベース）　10.1%（H25）

・災害時活用井戸の登録制度を設けている市町村数　3 市町（H26）

・工業用水道事業の耐震及び改築更新工事計画に係る耐震対策進捗率　5%（H25）

6-4）下水道施設等の長期間にわたる機能停止

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆下水道施設が老朽化している。

◆下水道施設の耐震化、耐津波化が完了していない。

◆農業集落排水施設の機能診断が完了していない。

◆下水道施設等の被災により汚水の未処理放流やトイレが使用不能になるなど、公衆衛生に重大な影響が生じるおそれがある。

○避難場所等における公衆衛生確保のため、管渠整備を促進する必要がある。

○下水道を管理するそれぞれの市町において、下水道の事業継続計画を策定する必要がある。

○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。

○老朽化した単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を一層促進する必要がある。

指標（現状値）

・地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率　43%（H24）

・避難場所等への下水道の管渠整備率　52%（H25）

・下水道の事業継続計画策定率　5%（H25）

・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　5%（H26）

・浄化槽台帳システム整備自治体数　4/30 自治体（H25）

6-5）異常渇水等により用水の供給の途絶

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆天候不順等による異常渇水により水源が枯渇するおそれがある。

◆工業用水道施設（管路、水管橋、送配水施設等）が老朽化している。

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

指標（現状値）

・工業用水道事業の耐震及び改築更新工事計画に係る耐震対策進捗率　５％（H25）

・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　着手（H26）

７．制御不能な二次災害を発生させない

7-1）市街地での大規模火災の発生

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆３連動地震では震度５強～震度７の、南海トラフ巨大地震では震度６弱～震度７の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じる。

◆住宅（特に木造住宅）の密集率が高く狭隘な道路が多い密集市街地は、大規模地震時に火災が延焼する危険性が高い。

◆ＬＰガス容器からの出火が懸念される。

◆瓦礫の延焼出火が懸念される。

◆火災発生時、人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念される。

○不特定多数が集まる施設で設置されている消火設備の適切な維持管理を図るため、消防機関による立入検査と指導を強化する必要がある。

○県内の 10 の災害拠点病院と１の災害支援病院すべてが保有するＤＭＡＴ（19 チーム）の機能を維持する必要がある。

指標（現状値）

・地震時に著しく危険な密集市街地として公表された２地区 13ha の解消　事業中（H26）

・ガス放出防止型高圧ホース等設置率　14％（H25）

・消防団員数　11,865 人（H27.4）

・県内の災害拠点病院等におけるＤＭＡＴ保有　19 チーム（H26）

7-2）海上・臨海部の広域複合災害の発生

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆現行の耐震基準が適用されない危険物施設や高圧ガス施設が存在する。

◆危険物施設や高圧ガス施設が被災することにより、重大な二次災害が発生するおそれがある。

◆津波来襲時にプレジャーボートが漂流することで、背後地の被害の拡大につながるおそれがある。

○海岸保全施設の嵩上げ・耐震化を進めるとともに、最大波に対しても耐津波性能化（粘り強い堤防構造・緑の防潮堤）を推進する必要がある。

指標（現状値）

・石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500 キロリットル以上）の耐震対策　65％（H25）

・石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策　０％（H26）

・プレジャーボート収容率　港湾：68％（H26）、漁港：72％（H26）

7-3）沿線･沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

（ ◆脆弱性 ）

◆３連動地震では震度５強～震度７の、南海トラフ巨大地震では震度６弱～震度７の地震が発生し、家屋倒壊や火災による被害が生じる。

◆一般住宅の耐震化が完了していない。

◆ホテル・旅館など、耐震改修促進法の改正により耐震診断が義務化された大規模建築物の耐震化が完了していない。

◆耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。

◆信号柱は経年劣化により倒壊する危険がある。

◆災害時には停電により信号機が停止し、重大な交通事故や交通渋滞が発生するおそれがある。

◆災害時の停電により、警察によるプローブ情報の収集・提供が困難となるおそれがある。

指標（現状値）

・耐震性を有する住宅の割合　74%（H25）

・耐震診断の義務化された大規模建築物の耐震化率　０%（耐震診断：完了 40%　実施中 50%）（H26）

・耐震補強が法令で義務づけられている駅（平均乗降客数１万人/日以上）の実施割合　50%（H26）

・信号機の非常用電源装置配備　84 基（H26）

・信号柱の年間建て替え本数　79 本（H26）

・信号制御機の年間更新台数　48 台（H26）

・道路交通情報を収集する新型光ビーコンの整備　160 基（H26）

7-4）ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆大規模地震や集中豪雨によりため池が決壊し、周辺の道路や住宅が浸水するおそれがある。

◆台風や集中豪雨等により、土石流や急傾斜地の崩壊が発生している。

◆土砂災害危険箇所数が約 18,500 箇所（全国６位）と多い。

◆土砂災害警戒区域等の調査・指定が完了していない。

○主要産業である農業の被害を最小限に防ぐため、農村地域の防災・減災策を総合的に推進する必要がある。

○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。

○大規模水害発生時の避難等を円滑かつ迅速に行う必要がある。

○近年増加傾向にある集中豪雨に対し洪水被害を未然に防止する必要がある。

○土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水（天然ダム）を発生原因とする土砂災害の緊迫した危険が予想される場合に必要な調査を的確に実施できる体制づくりが必要である。

指標（現状値）

・ため池改修加速化計画に基づく改修　32 箇所（H26）

・ため池点検診断の実施（受益２ha 以上）　43.6%（H26）

・ため池ハザードマップの作成　102 箇所（H26）

・国営総合農地防災事業「和歌山平野地区」　着手（H26）

・一定規模（受益面積 100ha 以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　着手（H26）

・洪水予報河川（４河川）における防災行動計画の策定　（H27 着手）

・国の中期的な計画に対する河川整備率　約 56%（H26）

・県管理河川の河川整備率　約 37%（H26）

・土砂災害警戒区域等指定のための調査及び結果の公表についての進捗率　調査：36.3%（H26）　指定：32,9%（H26）
・土砂災害対策における保全人家戸数　14,000戸（H26）

7-5）有害物質の大規模拡散・流出

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆災害時に住民の身体に悪影響を及ぼす物質が流出する危険性がある。
◆現行の耐震基準が適用されない危険物施設や高圧ガス施設が存在する。
◆津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民が暴露する危険性がある。
○災害発生時に毒物・劇物が流出した場合を想定し、その処理に必要となる中和剤や乾燥砂などの整備を促進する必要がある。

指標（現状値）

・石油コンビナート事業所内の既設準特定屋外タンク（500キロリットル以上）の耐震対策　65%（H25）
・石油コンビナート事業所内の重要度が高い既存高圧ガス設備の耐震対策　0%（H26）
・毒劇物の取扱マニュアルに基づく研修会の実施　実施中（H18～）
・毒劇物の取扱量やその種類、保有処理剤等の調査　3年毎に実施中（H12～）

7-6）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆農業集落排水施設の機能診断が完了していない。
◆山地災害危険地区の対策が完了していない。
○土地改良施設に係る施設管理者の業務体制の確立（継続計画策定）の推進と体制強化のため、土地改良区維持管理継続計画の策定を促進する必要がある。
○農業集落排水施設の機能診断をさらに進め、これに基づく老朽化対策、耐震・耐津波化を一層促進する必要がある。
○農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策、ため池の改修整備を、一層促進する必要がある。

指標（現状値）

・山地災害危険地区のAランク危険地（未整備）　930箇所（H26）
・一定規模（受益面積100ha以上）の土地改良区の維持管理継続計画策定率　着手（H26）
・農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断実施割合　5%（H26）
・県営造成基幹水利施設の機能診断実施率　74%（H25）
・農業用パイプライン106路線の減災対策（緊急遮断弁設置）　11%（H25）

7-7）風評被害等による地域経済等への甚大な影響

（ ○政策課題 ）

○災害時の風評被害を防ぐため、国内外に正しい情報を発信する必要がある。

８．大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1）道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆公共インフラの整備、維持・管理及び道路啓開や応急復旧等に必要な担い手である建設業者が不足する懸念がある。

◆災害発生直後の迅速な道路啓開や応急復旧等に必要な建設機械、仮設資材及び人材が不足する懸念がある。

○被災者が生活再建に向けて早期に公的支援を受けるために必要となる住家被害認定業務について、市町村が迅速・円滑に進められるよう体制を整備する必要がある。

○被災した宅地や建築物の危険度を判定する体制を整備する必要がある。

○ボランティア等が被災地において円滑かつ効率的に活動ができるよう、受入体制を整備する必要がある。

○道路啓開を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等の応援について協力体制を整備する必要がある。

○住宅を失った被災者に対する住居を確保する必要がある。

指標（現状値）

・住家被害認定士　559 名(H26)　住家被害認定士リーダー（県職員）任命者　36 名（H26）

・被災宅地危険度判定士の登録者数　476 人（H26）

・被災建築物応急危険度判定士の登録者数　1,176 人（H26）

・専門性を持つNPO 関係者の災害ボランティア登録　700 人（H26）

・応急仮設住宅建設候補地確保のための調査　全市町村１回（H26）

・建設業における主任技術者の若手・女性割合　10%（H26）

8-2）鉄道、道路等の基幹インフラの損壊により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（ ◆脆弱性 ○政策課題 ）

◆南紀白浜空港をはじめとする輸送拠点が被災した場合、防災関係機関の活動、傷病者の広域医療搬送、DMAT隊及び救援物資の受け入れ等に支障を来す。

◆耐震化が行われていない鉄道施設が存在する。

◆橋梁の損傷や道路斜面の崩落・落石により緊急輸送道路等が寸断する可能性がある

◆南紀白浜空港について、耐震性照査・耐震設計・補強工事が完了していない。

◆港湾施設の防波堤は３連動地震等の地震に対する耐震性が確認されていない。

○救助や物資供給を行うための“命の道“となる紀伊半島一周高速道路、国土軸につながる京奈和自動車道の整備や２車線区間の４車線化、直轄国道や府県間道路等の整備を促進する必要がある。

○県内主要幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やそれを補完する道路を整備する必要がある。

○道路利用者や地域住民の避難場所・防災拠点として、高速道路や「道の駅」の活用を推進する必要がある。

○地域交通ネットワークが分断しないよう、橋梁・トンネルの老朽化対策を計画的に進める必要がある。

○災害後の円滑な復旧・復興を進める上で重要となる土地境界や所有者の情報を明確に把握しておく必要がある。

指標（現状値）

・耐震補強が法令で義務づけられている駅（平均乗降客１万人/日以上）の実施割合　50%（H26）

・高速道路の予定延長に対する（２車線供用区間を含む）供用率　54%（H26）

・高速道路（近畿自動車道紀勢線 府県境～南紀田辺間、京奈和自動車道全線）の４車線での整備率　28%（H26）

・代替性確保のための道路ネットワーク整備　57%（H26）

・緊急輸送道路等の橋梁耐震化率　93%（H26）

・緊急輸送道路等の道路斜面の要対策箇所対策率　67%（H26）

・橋梁の要修繕箇所対策率　80%（H26）
・トンネルの要修繕箇所対策率　52%（H26）
・防波堤の耐震化及び耐津波性能化を実施している港湾　L=7,194m　着手（H26）
・津波浸水想定地域の地籍調査実施率　42.5%（H26）

8-3）広域地盤沈下等による広域･長期にわたる浸水被害の発生により復旧･復興が大幅に遅れる事態

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆津波の第１波による浸水を防ぎ、避難時間を確保するため、河川・海岸堤防の早期整備（計画高までの整備と耐震化）が必要である。
◆海岸保全施設には築造後相当の年月が経過しているものが多く機能低下が進行している。
◆下水道による都市浸水対策が完成していない。
○避難等を円滑かつ迅速に行うために、浸水想定や浸水実績に基づくハザードマップの作成と地域の防災訓練が必要である。

指標（現状値）

・津波第１波に向けた堤防整備・港湾整備（３町６地区）　11%（H26）
・海岸保全施設の長寿命化計画（169km・155 地区）　（H27 着手）
・下水道による都市浸水対策達成率　41%（H24）
・内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合　25%（H25）

8-4）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（ ◆脆弱性 ）

◆復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物が発生する。
◆有害物質の流出等により災害廃棄物が汚染されているおそれがある。
◆津波・地震・台風等により倒壊した建物を解体する際、アスベスト建材から粉じんが飛散し、作業者や周辺住民が暴露する危険性がある

指標（現状値）

・和歌山県災害廃棄物処理支援要員の任命　16 名（H26）
・災害廃棄物処理計画を策定した市町村　４市町（H26）

8-5）地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（ ◆脆弱性　○政策課題 ）

◆高齢化の進行等により、地域コミュニティ機能の低下が懸念される。
○地域コミュニティ維持のため、地域交通網を確保する必要がある。
○災害発生時に活動する警察車輌の給油手段を確保する必要がある。

指標（現状値）

・地域公共交通網形成計画策定市町村数　０市町村（H26）